


日本平和学会 研究大会・研究集会記録

Peace Studies Association of Japan Annual Convention / Conference Report

第 23 卷 第 2 号

2018 年 9 月 25 日

2018 年度 春季研究大会

＜大会テーマ＞

「人間と国家——平和学の社会的 責任と構想力」

日時：2018 年 6 月 23 日・24 日

会場：東京大学駒場キャンパス

＜目 次＞

部会報告	2
分科会報告	16
第 6 回日本平和学会平和賞・平和研究奨励賞授与式	39

部会報告

部会 1：ワークショップ「トレーナーズトレーニング やりとり力を育てる：『国家・祖国・ネーション』をめぐって」（平和教育プロジェクト委員会企画）

ファシリテーター：奥本京子、佐藤壮広、杉田明宏、鈴木晶、高部優子、暉峻僚三、中原滯佳、堀芳枝、松井ケティ、山根和代、ロニー・アレキサンダー

平和教育プロジェクト委員会 23 期は、「やりとりする力を鍛える」を大きなテーマとし、教育者やファシリテーター、平和運動で役割を担う人等を対象としたトレーナーズトレーニングのワークショップを提供することとした。

「やりとり」とは、自分の考えや感情を表し（「やり」）、相手の言葉を受け止め（「とり」）、そして返すことである。その往還は、通常、自然かつスムーズに行っているように思えるが、果たして私たちは本当に「やりとり」しているのだろうか。アクティブラーニングが必要とされている教育現場や、平和活動などで仲間や意見が違う人がいる場で、相手の発したものを受け止めきれていなかったり、自分の考える方向に恣意的に会話がずれたり、相手の発言とは関係なく自分の主張をしていないだろうか。表現する力、受け止める力、返す力。まさに「やりとり」をする力は、不必要なコンフリクトを起こさず、平和を創る基盤となり、その力は個人間のみならず、集団、国家間の「やりとり」＝外交にも必要な力である。グローバル化がもたらした格差や不平等、差別や排除による分断を再び繋ぎなおす力を育て、また自らもその力を鍛え直すことが、平和教育者としての社会的責任であると考え、23 期のテーマと方向性を設定した。

23 期 1 回目となる今回は、「国家・祖国・ネーション」をトピックとして、つぶやきを聴き、感情を受け取り、返す、という交換のプロセスを感じながら「やりとり力」を高めるという、ワークショップを企画した。筋書きのない実験的なもので、他者の発言や感情を受け止め、発言することは困難であろうことから、ウォームアップを十分に行った。

はじめに、佐藤壮広会員から、エッグシェーカー（たまご型マラカス）を使ったアイスブレイキングを提供していただいた。相手の音を聴く、あわせる、からむ、という、音とリズムで相手との「やりとり」を体感した。

その後、他者に対して反応することに慣れるためのウォームアップを 2 種類行った。まずは、3 人が 1 組のグループになり、テーマを設定せずに、1 人が 1 つの文章を作り、次の人が、その文章に継ぎ足すかたちで物語を作っていく。A さん 1 文、B さん 1 文、C さん 1 文、A さん 1 文・・・と、短い文章で話を展開する。小さいグループなので、緊張度も低く、前の人の話を受けて反応することに馴染むことができるステップである。

次に、全員がサークルで立っている中心に 2 人が出て、テーマの打ち合わせをしない状態で、言葉を発せずにイメージを作る。約 30 秒でファシリテーターがストップをかけ、2 人のうちの 1 人が抜け、別の 1 人が入り、新しく 2 人組になり、同じように演じるということを、しばらく続けた後、次はセリフをつけて、同様に演じていく、ということを行った。テーマが決められてい

ないので、最初は戸惑っていた参加者も自由に演じることができ、徐々に面白い設定や発言がでて場がなごみ、他者に対して気楽に反応する雰囲気ができた。

そして、いよいよ「国家・祖国・ネーション」をめぐる、「やりとり」力を育てるワークショップである。丸くなって座り、まずは「反日」という言葉について感じることを、一言ずつ、つぶやいてもらった。一人一言、発してもらおうとトピックに関する感情が湧き、発言しやすくなるという狙いである。

次に、「あなたにとって反日とは」という問いを投げ、ボールを持った誰かが発言し、それを受けて感じたことを発言する。発言するときにはボールを受け取る。ボールの受け取りも言葉を使わない「やりとり」で行う。それらの発言を続ける中で、ファシリテーターが、ある程度まとまりがあったポイントや、内容がずれそうなどときなどで流れを止めて、次の人には、それまでの発言を解釈してもらい、というワークを行った。つまり、Aさんが発言をする→Aさんの発言から感じたことをBさんが発言する→ファシリテーターの介入でCさんが、Aさん、Bさんの発言を解釈する、という流れだ。

最後に、グループに分かれて、やりとりしたときに起こった感情、気づいたこと、良かったこと、良くなかったことを共有し、全体に発表するというまとめの作業を行った。

約40名の参加者が、「反日」という、普段あまり会話に出ないトピックだが、発言が続き、多くの時間が割かれ、それ以外の用意していたトピックについて扱うまでには至らなかった。

やはり、参加者にとって、感情を言葉で表現すること、他者の発言を丁寧に受け取り返すことは難しかったようだが、「やりとり」のプロセスが可視化でき、前の人が発したものを意識するマインドはある程度、育ったのではないかと考える。また、ファシリテーターにとっても、このワークショップは難しいものだった。トレーナーズトレーニングなので、委員会メンバーもまた学び、成長する機会であるのとらえ、ファシリテーター同士が、お互いの目線や体の動きをキャッチすることを意識してワークショップを行った。

今回のワークショップでは、初めて参加者、委員会メンバーともに感想を書いてもらった。またワークショップの後に委員会メンバーが集まり、企画についての振り返りを行うことができた。用意された企画が妥当であったか、企画の目的は達成できたかなどを検討し、次の企画につなげることができた。

(高部優子)

部会2：「戦争と人間一個人の法的責任・権利・地位の地平」（開催校企画）

報告1：波多野澄雄（国立公文書館アジア歴史資料センター／筑波大学）

「サンフランシスコ講和体制と『和解』の構造」

報告2：吉澤文寿（新潟国際情報大学）

「日韓国交正常化交渉をめぐる植民地支配責任の現況」

報告3：高橋哲哉（東京大学）

『戦後責任』についての基礎的考察—『日本人としての責任』をめぐって

討 論：阿部浩己（明治学院大学）

司 会：石田 憲（千葉大学）

本部会は、個人の法的責任・権利・地位の地平において戦争と人間とのかかわりの核心に迫る研究を行なってきた3氏（内海愛子・大沼保昭・田中宏氏）に授与された第6回平和賞との関連で構想されたものである。

波多野報告は、冷戦期に形成された「講和体制」の特徴とともに、当該体制の形成期から現在に至る変遷の実態を実証的に解き明かすものであり、本部会の見取り図的な役割を果たすものであった。講和体制は80年代に安定期に達するものの、90年代に入ると戦後補償問題が生じ、その限界が露呈することになる。「サンフランシスコ条約枠組み論」に依拠した2007年の最高裁判決は、動揺する秩序の安定化に向けた最上級審からの司法的応答であった。波多野報告はこの判決の意義と問題点を批判的に説きあかす。さらにこの報告では、講和体制前に終結していた国際軍事裁判の位置付けについて、サンフランシスコ条約第11条の *judgments* という語が「判決」ではなく「裁判」と訳されるに至ったことからその後の解釈に混乱が生じたことも指摘する。波多野は、最後に、政府間講和体制として出来た講和体制が、安全保障の確保、地域秩序の安定、国内改革という3要素のバランスをもたらす米国主導のプロセスであったことを指摘して報告を終えた。

吉澤報告は日韓国交正常化に至る外交交渉（日韓会談）に関する研究を概観した後、日本の朝鮮植民地支配に対する責任（植民地責任）についての議論がやや立ち後れているとの認識に立ち、日韓会談およびそれに関連する研究成果を整理するとともに、今後の航路を展望するものであった。歴史学的手法を駆使した吉澤報告では、日本・韓国に加え、両国の交渉に決定的なまでの影響を与えた米国の視座を交えて多角的な分析が提示された。とりわけ印象的だったのは、日韓請求権協定第2条にある「請求権」が、日本の外務省にとっては、日本国内法上確立された「財産、権利、利益」以外の「いちゃもん権」だと考えられていたことである。だが、この議論は、日本の朝鮮植民地支配が「不法強占」ではなく、「合法支配」を前提にしたものであり、今日の日本軍「慰安婦」や「徴用工」被害者らが訴えるような、植民地責任がその対象ではなかった。1995年8月15日の村山富市首相による談話は、日本の植民地支配が被支配人民に多大の苦痛と損害を与えたことを認めている。韓国側の被害者の声は決して「いちゃもん」ではない。この点を克服しなければ、植民地責任論の進展はない、と吉澤は述べ、「積極的平和」の概念を用いて植民地責任論を開いていく可能性を提示して報告を終えた。

高橋報告は、アジアに対する戦後責任・植民地支配責任と沖縄に対する責任という二つの構成要素を軸に、被害者に向き合う「主体」の位置付けについて深く思惟を巡らすものであった。高橋の思想を支えるのは他者からの呼びかけへの応答可能性としての責任（応答責任）である。呼びかけが日本に対してなされる場合には「日本人」である限り応答責任を免れることはできず、「日本人」は日本国家の政治的主権者として日本政府に責任を果たさせる責任を有する、と高橋は説く。高橋は、責任主体として「日本人」に言及することが「ナショナリズムでないか」との批

判に反論するとともに、アイデンティティの多様性に藉口して日本人としての責任を回避する向きに対して、「集団の責任」たる「日本人としての責任」をけっして逃れることができない旨を精密に解き明かす。もとより「日本人」の内実が多様であることは高橋も十分に意識しており、「日本人としての責任」が「日本国民」中の「中心部日本国民」の歴史的責任を含んだ政治責任であるとの考えが示される。報告の後半部分では沖縄に対する「日本人としての責任」に焦点が当てられ、とくに「県外移設」論の要諦が植民地主義的な基地押し付けの当事者であることを「日本人」に自覚させ、現在に続く植民地主義的加害行為の責任主体である自覚を「日本人」に促すところにあることが強調された。

以上の3報告に対して、討論者の阿部は、国際法上の応答責任の構図が90年代以降「国家対国家」から「個人対国家」に移行し、責任を解除する *Reparation* の内実にも被害者中心アプローチが導入されてきていると指摘し、こうした規範的展開を軽視する外交的作為の問題性を説くとともに、3報告のそれぞれに対して批判的な質問を差し向けた。波多野報告に対しては、最高裁判決によって「講和体制」はなお維持されることになったのか、1965年体制を根本から揺るがす韓国最上級審の判断は「講和体制」にどのような影響があるのか、報告題にある「和解」とはいかなる意味合いのものか、司法は歴史と向き合うことができるのか、といった問いが向けられた。吉澤報告に対しては積極的平和・構造的暴力の概念がいかなる意味で植民地責任論を開くことを補強するのか、高橋報告に対しては「責任」と「法的責任」の異同、国民・政府がともに公共を担うという形での責任主体のあり方についてどう評価するか、という問いが向けられた。司会の石田からもイタリア・ドイツの歴史的経験を参照しながらコメントと質問がなされ、報告者3名からそれぞれ応答があった。

会場からも「平和責任」という考え方をどう評価するのか、県外移設論に関わって沖縄の声をなぜ画一化するのか、県外移設によって沖縄の人々の魂が救われるのか、といった質問があり、問いが向けられた高橋からの応答がなされた後、15分の<additional time>も尽きて、本部会は終了した。

(阿部浩己)

部会3：「核兵器禁止条約と市民社会の役割—核兵器の非人道性への着目」（企画委員会企画部会）

報告1：川崎哲（ピースボート・ICAN）

「核兵器禁止条約プロセスにおける市民社会の役割—ICANを事例として」

報告2：佐藤史郎（大阪国際大学）

「『核兵器の非人道性』の意義と課題」

報告3：四條知恵（日本学術振興会特別研究員・長崎大学）

「長崎における原爆被害の語りに注目して—証言と語られないもの」

討 論：高原孝生（明治学院大学）

討 論：湯浅正恵（広島市立大学）

司 会：毛利聡子（明星大学）

本部会の企画は、国際法によって禁止されていなかった大量破壊兵器である核兵器禁止条約が 2017 年 7 月 7 日に国連総会で採択され、その推進主体となった「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」が同年 12 月にノーベル平和賞を受賞したことが背景にある。企画委員会は、核兵器禁止条約の形成・採択を主導し、核兵器の非人道性を長年にわたり訴えてきた NGO やヒバクシャをはじめとする市民社会の役割に注目し、3 人の報告者と 2 人の討論者から成る本部会を企画した。

第 1 報告者である川崎会員は、冒頭、ノルウェーでのノーベル平和賞受賞式の様子を紹介したのち、核兵器禁止条約の交渉に向けた ICAN の活動について、非人道性を訴えるために関係諸国への働きかけと世論喚起に注力したこと、そしてピースボートの「おりづるプロジェクト」が被爆者証言の航海であることを紹介した。続いて川崎会員は、禁止条約の禁止事項、核保有国加入の道筋、被爆者援助の責任、NPT/CTBT との関係等、主な論点を指摘した。なかでも前文の「いかなる核の使用も・・・」、第 1 条の「いかなる場合も・・・」という文言は、日本が同条約を批准する上で問題となることを指摘した。一方、ノルウェーやイタリアなど核の傘下にある国々が NATO と核兵器禁止条約への加入との関係の調査を始めたように、日本もまた日米同盟を維持しつつ、核兵器の使用・威嚇の「援助・奨励・勧誘」をしないという立場をとることとの整合性を前向きに考えるべきだと指摘した。2019 年末には批准国が 50 か国に達し、同条約が発効する見込みであることから、日本は核兵器禁止の世界的な流れに抗うことなく、唯一の戦争被爆国として貢献できる分野（特に被害者援助と環境回復）で貢献すべく核兵器禁止のコミュニティの一員となるべきだと力強く訴えた。

次いで、第 2 報告者である佐藤会員は、多くの人々を無差別に殺す核兵器の非人道性について語ることの意義と課題について、国際政治学の視点から取り上げた。まず初めに、国際政治において倫理を語るスペースの有無について三つの立場があることを提示した。そして、核兵器の使用は倫理的に許させるのかという問いに対し、「義務論」の立場からすると「絶対悪」となるが、「帰結主義」の立場からすると核兵器は「必要悪」であり、その使用の威嚇は、核抑止が機能することを前提に倫理的に許されるとの主張を導いた。そして、核兵器の非人道性を語ること、とりわけヒバクシャによる語りは、「核のタブー」という規範を醸成する意義を持ち、それが倫理的抑制の機能を果たすと指摘した。一方、核兵器の非人道性の語りには、核抑止論の正当化につながる恐れがあること、核兵器のさらなる拡散と使用をもたらしかねない、という二つのパラドクスが潜むことも指摘された。最後に、核のタブーは「語る」ヒバクシャによって維持・強化されてきたが、「語らない」あるいは「語れない」ヒバクシャにもスポットライトを当てることによって、核のタブーの検討をさらに深める必要があると主張し、報告を締めくくった。

第 3 報告者である四條会員は、被爆者の「証言」が核兵器の非人道性の訴えを強化し、核兵器廃絶を目指す運動の牽引役を果たしてきた一方、多くの語られない原爆被害に注目し、報告を行った。「証言」には、ある種の型があり、それゆえ原爆被害を語り出せるというプラスの側面があ

るが、形式化し、より悲惨な被害を語ることが求められてしまうというマイナスの面もある。四條会員は、このような「被爆体験証言」として語ることができる人は実は少なく、多くは語ることが困難な事情を抱えていると指摘し、そうした人々の中でも周縁に置かれた人々、とりわけ障がい者—長崎のろう被爆者—に焦点を当てた。とは言え、ろう者の被爆体験を記す資料がなかったり、学校が移転してしまったり、さらには手話が禁止され被害の発信すら叶わないなど、長崎におけるろう者の原爆被害の実態を正確に把握することは難しい。それでも、市史や学校史を丹念に探し、周縁に置かれた人々を丁寧に見ることによって、従来の「証言」や「原爆被害」という枠組みを再考することが、原爆被害という歴史的出来事を語る営みをより豊かにしていくと締めくくった。

討論者の湯浅会員は、第1報告を受けて、核兵器の非人道性キャンペーンにおける ICAN と日本の反核運動の異なるアプローチを指摘した。ICAN は、その専門家集団による多元的包括的分析に基づく報告書が、既存の核レジーム論に対する対抗言説を提示したと評価した。一方、日本の長年にわたる反核運動は被爆の悲惨さに特化し、その語りの継承に特徴がある反面、親米反共の形を守り、政治的な対抗軸を作ることはしなかった。この点において、ICAN とは同じ非人道性を担いながらもアプローチが大きく異なる。湯浅会員は、社会を良くするためには既存秩序を批判し、既存権力と対峙しなくてはならない部分があると指摘した。

もう一人の討論者である高原会員は、第2報告の佐藤会員に対し、不安定で、非常に限られた条件を前提としている抑止論についてもっと正面から批判して良いのではないかとコメントし、核抑止論は、核兵器の温存・増殖、垂直的・水平的拡散を促進する役割を果たしていることから、核抑止論が有効であるか否かは証明できないとした。また、帰結主義についても、原爆投下によって日本の軍国主義が屈服したと解されているが、日本が降伏したのは別の要因だったのではないかと疑問を呈した。続いて、四條会員の報告を受けて高原会員は、語られていない部分はものすごく恐ろしい部分ではないか、実際には被爆手帳を持っている人の中で証言をしている人の方が少ないとし、語られる「証言」だけに注目することの問題点を共有した。

二人の討論者からの質問に報告者が応答した後、フロアーからも質問表を通じて質問がなされた。当日は、二日目の午前中の部会であったにもかかわらず、100 名余の参加者が熱心に報告に耳を傾けた。6月12日に初の米朝首脳会談が開催されたこともあり、時宜に適った部会であったと思われる。活発な討議に参加された方々に深く御礼申し上げたい。

今後の研究大会・集会でも核兵器問題について、引き続き取り上げていくことを次の企画委員に引き継いだ。

(毛利聡子)

部会 4：「社会構想としての憲法」

報告 1：青井未帆（学習院大学）

「憲法を支えるもの、憲法が支えるもの」

報告 2：暉峻僚三（中央大学）

「憲法理念からのネーション意識の再構築」

報告 3：小松寛（千葉大学）

「戦後沖縄の経験から憲法を問う」

討 論：進藤兵（都留文科大学）

司 会：堀芳枝（獨協大学）

日本国憲法をめぐる、改憲や護憲の議論が盛んであるが、そもそも憲法は社会の根源的な編成原理を形作っている社会契約という性格がある。本部会では憲法によって、私たちの社会や生活がどのように構成されているのか、構成すべきなのかを、広い文脈から考察することを目的としている。

初めに青井会員は、明治憲法体制が軍部の統制に失敗したことを踏まえて、戦後、憲法 9 条の下で作られてきた法体系や文化を総合的に「憲法 9 条のプロジェクト」として考えることを提起した。そして、このプロジェクトを支えてきた重要な側面が、武器をめぐる法的仕組みと文化であるとして、武器輸出三原則について論じた。また、それは「平和国家」の意味を具現化する国民の意志でもあった。一方で、このプロジェクトは戦後私たち市民の人権や自由を確保してきた。こうした「支え合い」によって、今日に至るまで、日本は平和国家を維持してきた。

今後もし改憲がなされれば、プロジェクトの終焉を意味することは言うまでもない。しかし、仮に改憲がなされないとしても、強引な既成事実の積み上げによって、現在のパラダイムで説明不可能なことが増えてゆけば、パラダイムは転換してしまう。青井会員の報告は、今日の憲法をめぐる議論に対する危機感および、私たちが市民としてどうすべきなのかについて考えさせられた報告であった。

暉峻会員の報告は、まず憲法の掲げる理念を個の最大限の尊重があり、そのうえに人権の尊重、国民主権、平和主義があると述べた。そして、ヘイトスピーチという形で表出するレイシズムはこの憲法の理念に相反するものである。しかし、公人のあからさまな差別発言や学校での地毛証明書、日米同盟への世論などからもわかるように、日本社会はレイシズムに寛容な社会であるともいえる。したがって、個の最大の尊重という憲法の理念が根付いているとはいいたいと指摘した。その背景には、想像上の血統に紐帯を求めるエスノセントリズムにもとづいた「我々日本人」像があると述べた。その解決策として、暉峻会員は憲法の理念を共有する人民としてのネーション意識へのシフトを提起した。そのために、日々の教育プログラムの中で、公的資金がどのように使用されているか、平和のためにどのように使用されるべきかというアクティブラーニングを取り入れるなどの実践が大事であると述べた。

小松会員は、戦後沖縄史の観点から天皇制を論じた。沖縄は日本国内でアジア・太平洋戦争時

に地上戦が行われた場所であり、それは国体護持のためであった。敗戦後は米軍の占領下におかれ、日本国憲法は適用外であった。沖縄にとって日本復帰運動は、日本国憲法の獲得を目指した運動であったともいえる。ところが、日本復帰の内実は平和をもたらすものであるというよりも、日米安保体制の強化であった。そのため沖縄では天皇の戦争責任追及、その後も「日の丸・君が代」、「天皇来沖」反対運動などの問題が起こった。そして、昭和天皇が沖縄を訪問することは実現しなかった。

それに代わって、沖縄に寄り添いの気持ちを示し続けたのが平成天皇であった。平成天皇による「祈り」「慰霊」「護憲」からなる「平成流」は、沖縄への基地集中、辺野古新基地建設に起因する日本政府との決定的な決裂を緩和しているとも考えられる。天皇の公的行為の解釈をめぐっては賛否両論あるが、少なくとも国民は支持しているようである。国民の支持を得るために「公的行為」はなされ、国民の支持なしには天皇制の維持は不可能であると、天皇自身も理解しているのだらうと、指摘している。

こうした3人の報告に対して、討論者の進藤兵会員はレジメを作成して丁寧にコメントをした。まず、青井会員の報告については、「9条プロジェクト」という報告の枠組みを支持したうえで、「9条が支えてきたもの」として、平和国家のみならず、福祉国家への可能性も指摘した。その例として、9条によって軍事費が抑制された結果、公共事業予算による高度経済成長が実現できたことをあげている。

暉峻会員の報告については、日本国憲法の中で民族的差別主義が内包されているか否かについて、2008年に衆参両院で、全会一致で可決された「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」や2016年のヘイトスピーチ規制法成立、そして日本国憲法11条、13条、14条をあげ、政治的力関係が変動した時に、これらにもとづいて国籍法を改正すれば、いわゆる外国人をふくむネイションが確立できるのではないかと指摘した。

小松会員の報告については、1960年代の沖縄の「反戦復帰」は、憲法9条への希望と期待をもとに行われた。しかし日本には憲法体系と日米安保法体系という二つの矛盾した体系が存在しており、沖縄で基地が撤廃されないのはこの安保法体系が原因であり、この廃棄の必要性を指摘した。また、具体的に9条にもとづく安保法体系廃棄への道のりについて意見も述べた。また、天皇制問題については、日本国憲法が規定する君主制形態について整理をしたうえで、日本国憲法に依拠して、できるだけ本来の理念である象徴君主制に近づけることが直近の課題であると述べた。これらのコメントに対して、それぞれが応答したあと、会場からも多くの質問が寄せられ、時間を少し超えて閉会となった。

(堀芳枝)

自由論題部会 1：「＜占領のノーマライゼーション＝不可視化＞と闘う－パレスチナ女性の『日常生活の政治学』」（パネル・ディスカッション）（パッケージ企画 1）

パネリスト 1：Fadwa Al-Labadi（アル・クドウス大学）

「The Apartheid Separation/Annexation Wall and its Impact on Women's Citizenship Rights（アパルトヘイト分離・併合壁とその女性の市民権へのインパクト）」

パネリスト 2：清末愛砂（室蘭工業大学）

「パレスチナと日本のフェミニスト運動の連帯の可能性を考える」

コメンテーター：近江美保（長崎大学）

司 会：松野明久（大阪大学）

この部会の趣旨は、パレスチナの占領が長期化する中、占領体制が生活の細部にまで入り込んで日常化しているが故に逆に外から見えにくくなっている状況と、そこにおいて強いインパクトを受ける女性がどのように日々闘っているかを明らかにし、そして彼女たちに日本のフェミニズムはいかに連帯できるのかを議論することであった。Fadwa Al-Labadi 氏は、イスラエルが治安を目的に 2000 年以降建設を行っているコンクリート壁（分離・アパルトヘイト／併合壁）がパレスチナ人社会を分断し、彼らのあたりまえの家族関係の維持すら困難にしている現状について報告した。とくにエルサレムにおいては、イスラエルの追い出し政策に抗って、そこに家族とともに住み続けること自体が日々の闘いになっている。

もともと占領地のパレスチナ人は出身地により異なる身分証を与えられている。夫婦、親子で身分証が違っても少なくない。例えば、東エルサレム出身のパレスチナ人は東エルサレムの「居住資格（residency status）」をもち、イスラエル国内や西岸地区への移動は自由である。とはいえ、彼らはイスラエルの市民ではなく外国人であるため、いろいろな理由によってその資格を剥奪される危険にさらされている。彼らの身分証は青色である。一方、西岸地区出身のパレスチナ人はそのままではエルサレムやイスラエルに入ることができず、エルサレムでの勤務や家族統合（結婚や同居等）を理由に許可をえて初めてエルサレムに通ったり住んだりすることができる。彼らの身分証は緑色である。異なる身分をもつパレスチナ人が結婚するとさまざまな問題が生じる。例えば、東エルサレムの居住資格をもつ人（青の身分証）が西岸出身者（緑の身分証）と結婚し、西岸に一定期間住むと東エルサレムの居住資格を剥奪され、エルサレムに戻れなくなる。ではそうした二人が結婚してエルサレムと一緒に住めるかというところ単純ではない。西岸地区出身者が結婚や家族統合を理由に居住許可を申請できるのは男性だと 35 才以上と決められている。また、居住許可は居住資格ではないため、エルサレムに住めたとしても仕事をするのが許されなかったり、社会保険の適用を受けられなかったりする。エルサレムの居住資格を喪失しないで無理と一緒に住もうと思うと、壁の外ではあるが行政区としてはエルサレム市内であるという微妙な地域に住むことになる。そこでエルサレム市当局に税を払い続けながら、インフラや行政サー

ビスのない劣悪な環境に住み続けなければならない。異なる身分証をもつ夫婦に生まれる子どもが東エルサレムの居住資格を得るためにはエルサレム市内の特定の病院で生まれ、その出産証明書が必要である。そのため出産間近の妊婦がエルサレムに入る検問所につけるが、検問所の長い列を時間内に通過できず、検問所で出産することもあり、最悪の場合死亡することもあるという。このように家族関係へのプレッシャーは女性に大きな負担をもたらす。

国際社会はイスラエルが1967年以降占領している東エルサレムを西岸の一部とみなしており、占領地東エルサレムの約30万人のパレスチナ住民がそこを追放されるいわれはない。しかし、エルサレムを「イスラエルの永遠の首都」とするイスラエルは東エルサレムを完全に自国に併合し、ユダヤ人を入植させ、エルサレムの「ユダヤ化」を進めている。パレスチナ人の生活を意図的に困難にしておきながら、嫌なら出ていってといわんばかりのイスラエルの政策であり、それに抵抗しエルサレムに住み続けることがパレスチナ人の闘いの一つとなっているのである。

清末会員は報告の前半部分で、1947年11月に採択されたパレスチナ分割決議（国連総会決議181号）とそれ以降に始まったシオニスト軍によるパレスチナ人の虐殺・追放、「ユダヤ人国家」イスラエルの建国、第三次中東戦争以後の占領問題に着目しながら、シオニズムの排他性、占領下で暮らすパレスチナ人に対する多面的な抑圧政策とその下で多発してきた数々の人権侵害等から構成される「イスラエル問題」について解説した。その上で、パレスチナ女性に対するジェンダーに基づく暴力や複合差別の主要因の一つがイスラエルの占領にあることを指摘した。また、パレスチナ女性が解放闘争に主体的に参加するとともに、パレスチナ社会のジェンダー規範にも挑戦してきたことに言及した。最後に、Fadwa 報告および近年の日本とイスラエルとの協力・連携体制の強化に鑑みながら、日本のフェミニスト運動がパレスチナ情勢をこれ以上黙認せずに、パレスチナ女性との連帯活動に真摯に取り組む必要があることを訴えた。

近江会員は、Fadwa 氏の報告でパレスチナにおけるイスラエル支配の現実の姿が明らかになった、しかし、女性たちが日々直面する困難の改善が必ずしもイスラエル支配を終わらせるという大状況の解決にはつながらないという、現実の厳しさも突きつけられたとコメントした。したがって、イスラエル支配を終わらせるためには、自分たちも含めた「国際社会」の働きかけが不可欠であり、パレスチナ女性との連帯の意味もそこにあると述べた。

（松野明久）

自由論題部会 2（単独報告）

報告 1：小田博志（北海道大学）

「先住民族遺骨の repatriation（返還／帰還）と脱植民地化：東京大学・小金井良精が『収集』したアイヌ遺骨を事例に」

討論者：松島泰勝（龍谷大学）

報告 2：猪口絢子（大阪大学大学院博士後期課程）

「国際紛争鉱物規制がもたらしたルワンダの資源ガバナンス改善」

討論者：米川正子（立教大学）

報告 3：木原滋哉（呉工業高等専門学校）

「国境を越えたベトナム反戦運動 一反戦米兵の支援運動をめぐる」

討論者：福本圭介（新潟県立大学）

司 会：麻生多聞（鳴門教育大学）

自由論題部会 2 では、上記 3 報告が行われ、討論が行われた。

小田報告は、帝国主義期の人類学者による先住民族の遺骨収奪が「研究」の名の下に行われたこと、それが植民地主義の一環として行われたものであったことを指摘し、具体的事例として、東京帝国大学・小金井良精によるアイヌ人骨研究を取り上げ、植民地主義と平和との関係を問うものであった。報告の章立ては、「小金井によるアイヌ人骨研究」、「人骨研究の背景：植民地主義・レイシズム・「自然」の客体化と支配」、「現代的課題としての repatriation（返還/帰還）」、「脱植民地化＝脱国民国家化から支配なき平和へ」というものであった。質疑応答では、討論者として登壇された松島泰勝会員（龍谷大学）をはじめとして数多くの出席者から質問が寄せられた。紙幅の都合により全ての質疑を掲載することは出来ないため、印象に残った質疑を記録することとしたい。「報告者の勤務校・北海道大学では、この問題を学生にどのように教えているのか、この問題について組織防衛という文脈ではなく客観的な教育が可能か」という質問に対し、報告者が独自に作成した「オルタナティブ・キャンパスマップ」の紹介や、北大キャンパスツアーにおける取り組み事例等が示された。「北大での遺骨返還は行われたが謝罪は行われていないという現状を、どのように位置づけるか」という質問に対しては、「組織防衛的見地から賠償請求を恐れて謝罪に及び腰だが、私見では謝罪も行われるべきであり、例えばナミビアの大学では謝罪により社会的評価が高まったという事例も参考になること等も踏まえ、学内世論の喚起に努めている」旨の回答が示された。「アイヌ共和国を作るという抵抗の方法論をめぐるどのように評価するか」という質問に対しては、「アイヌ人の多くはそのような立場をとっておらず、徐々に権利を回復していくという過程が望ましいと考えられていること、先住権は国家内で憲法により位置づけられるものではなく国家外部に位置づけられる憲法外的なものであり、国家を自明とした見解では達成できない「深い平和」に向けて、脱国民国家化と軌を一にしたプロセスが重要である」という回答が示された。

続いて猪口報告は、今日世界各地で行われている「平和的でない経済活動」への対処のあり方を問うものであり、「平和学的な問い」（立法等を通じた規制運動も時には最も脆弱な人々に対して暴力となって現れることを踏まえ、規制に実効性を持たせつつ規制の持つ暴力性を最小限にするためにいかなる政策が望ましいのか）と、「政治学的な問い」（いかなる場合に規制強化規範は国家により内面化されるのか）が提起された。報告の章立ては、「不正な取引に反対する主なアクション」、「先行研究の検討」、「ルワンダの事例（1）概要、（2）ルワンダ政府の置かれた状況、（3）紛争鉱物規制に DD が導入される過程」、（4）小括というものであった。質疑応答では、討論者として登壇された米川正子会員（立教大学）をはじめとして数多くの出席者から質問が寄せられた。「国家の役割はいかなるものか、そもそもルワンダは国家として成り立っているのか、ルワンダ政府

には暴力性をミニマム化するという政治的思想があるのか」という質問に対し、「鉱山労働者の保護に限っては大幅な向上が見られること等を踏まえ、ルワンダは国家として機能していること、ただし、暴力性をミニマム化するという政治的意思をルワンダ政府に看取することは難しいものの、それでも人権規範の確立を積極的に評価していきたい」旨の回答が示された。また、「隣国コンゴとの政治的関係を等閑視した上での「規範性」という議論に疑問を感じる、規範の中心には紛争や人権への取り組みが定位されるべきであり、人権状況の回復が伴わない限りこれを規範と呼ぶことはできないのではないか」という問いに対し、「たしかに指摘の通りであり、規範の内面化に成功したとはいえない現状だが、それでもルワンダ政府の戦略変更には一定の意義が認められるべきであること、現行制度の信頼性を今後別途検討していきたい」旨の回答が示された。

最後に木原報告は、国境を越えて発生する戦争に対する反戦運動が交戦国の市民同士を含めて国境を越えた活動となることを踏まえ、これまで光が当てられてこなかった軍隊内における抵抗と国際連帯活動の同時性に注目するという視座から出発するものである。国境を越えるベトナム反戦運動において、アメリカの反戦グループと連携して在日米軍の反戦兵士を支援した活動が取り上げられ、これが①現役兵士と共同した、現役兵士個人に対するパーソナルな支援活動であったことにより新たな反戦・平和運動のスタイルを形成したこと、②アメリカの反戦・平和グループとの実質的にトランスナショナルな共同活動であったこと、この2点において、日本のベトナム反戦運動史の中で特筆すべきものであったことが指摘された。質疑応答では、討論者として登壇された福本圭介会員（新潟県立大学）をはじめとして、数多くの出席者から質問が提起された。

「PCS (Pacific Counseling Service)、MLO (Military Law Office) がアメリカにおいてどのように立ち上がってきたのか」という質問に対し、「人権擁護の長い歴史を持ち、サンフランシスコにおいて訴訟での弁護という実績を持つナショナル・ローヤーズ・ギルドが MLO へと至った」こと、「PCS については、全米に存在していた軍隊内部の問題をめぐる相談窓口が存在しており、良心的兵役拒否という脱走以外の抵抗の方法論を紹介する役割を果たしてきたこと」、ただし、「メンバーが白人のみ」であったことをめぐる問題提起が示された。また、沖縄との関係という見地から、「沖縄においてベ兵連がどのように捉えられていたのか」という質問が提起され、「相互に連携出来るという可能性はあったものの、本土から見ると政治スローガンでしかないレベルでの対応が困難だったのではないかと、さらには沖縄で多くの問題を起こしてきた米兵の乱暴さゆえに連帯が困難化したという側面もあるのではないかと」という回答が示された。

(麻生多聞)

自由論題部会 3：「脱原発の進む東アジア—台湾、ベトナム、日本の現状と将来展望—」（パッケージ企画 2）

報告 1：鈴木真奈美（明治大学大学院博士後期課程）

「台湾の原子力政策転換とその要因」

報告 2：吉井美知子（沖縄大学）

「ベトナムの原発建設計画はなぜ白紙撤回されたのか」

報告 3：藍原寛子（Japan Perspective News）

「日本における脱原発運動—3.11 前後の福島県浜通りの現状と課題」

討 論：竹峰誠一郎（明星大学）

司 会：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

本自由論題部会では、東アジアにおいて脱原発が進む現状と将来展望について、三つの報告を受け討論した。あわせて、韓国の脱原発の現状についてフロア参加者のリ・リョンギョン氏（立教大学）より、貴重な情報提供があったことを付記しておく。

開会にあたり、司会の佐伯より本部会が単発の企画ではなく、日本平和学会 2015 年度春季研究大会（広島）におけるパッケージ企画「日本の原発輸出計画と輸入側社会への影響—アジアの事例を中心に—」（報告：鈴木真奈美、佐伯奈津子、吉井美知子、討論：西川潤、司会：米川正子）の続編と位置づけられる旨の説明があった（注：2015 年の大会では、建設が凍結された台湾、計画中のインドネシアとベトナムで、日本の原発輸出計画が輸出先の社会にどのような影響を及ぼしているのか、報告と討論を行った）。

続く吉井の問題提起では、これまで原発を進めてきたが脱原発の方針が決定したと伝えられる台湾と韓国、そして初の原発導入を白紙撤回したベトナムで、果たして本当に脱原発が実現されるのか、その現状と将来展望を明らかにするとともに、これら近隣諸国に比して、大事故を起こした後も原発再稼動や輸出を続ける日本の現状はどうとらえられるのかという疑問が投げかけられた。

報告 1 では、鈴木が台湾の原子力政策転換の過程を説明し、「非核家園」（the Nuclear-Free Homeland, 原発のない郷土）のスローガンのもと「原子力発電設備の運転を 2025 年までにすべて終了する」との条項を含む法律が 2017 年 1 月に施行されたことがどのようにもたらされたのか、その要因について分析があった。また、台湾の脱原発が直面している核の後始末とエネルギー転換についても言及がなされた。

報告 2 では、吉井が 2016 年 11 月にベトナムの国会で正式に議決された、初の原発建設計画の白紙撤回の要因について報告があった。財政難、福島原発事故を受けての安全対策費高騰、首相交代、製鉄所による海洋汚染事件などのベトナム国内事情とともに、輸入先の日本から市民によるベトナムでのロビー活動が功を奏したことなどが説明された。

報告 3 の藍原は、事故のあった福島で戦後からどのように原発が立地してきたのか歴史を振り返り、第一、第二と原発建設が続くなか住民が反対運動を行ってきた経緯を説明した。特に

1986年のチェルノブイリ事故が大きな契機となって、運動が広がったという。2011年の事故後は、国や県が「復興」を前面に掲げて放射能汚染の実態を軽視し、住民の帰還が促進されるのか、世界各地の抵抗運動と呼応する形で運動が続いている。

以上三つの報告を受け、討論者の竹峰から、各報告に対して、地域の実情をより掘り下げつつ、国境を超える動きにも目を向けた討論がなされた。台湾では、「非核家園」は脱原発と同義とあったが、「非核家園」とは台湾社会のなかでどのような背景をもってできた概念で、法律の施行をもって、「非核家園」は実現されたといえるのか、核廃棄物問題にどのように対処しようとしているのか、さらに、原子力技術の「供給国」である米国との関係や、脱原発運動の国際的連携についても質問がなされた。吉井報告に対しては、ベトナムの立地予定地周辺の住民にとって「原発」とはどのような用語で表現される、どういう問題であったのかとの疑問が投げかけられた。また日本のロビー活動のインパクトや、白紙撤回の背後にある国際関係についても質問が投げかけられた。そして福島について、3.11以前からあった原発に反対する運動は「脱原発」運動として括れるのか、また3.11以前からあったそれらの運動が3.11後にどのような意味を持ったのか、3.11後の福島での脱原発運動と首都圏での脱原発運動との関係はどうなっているのか、さらに国境を超える連携はどうなっているのかなどの質問がなされた。

討論者からの問いかけに各報告者が回答した後、フロアからの質疑応答に移る前に、リ・リョンギョンより韓国の脱原発の現状について、地図を提示しながら説明があった。韓国政府が月城1号機の早期閉鎖、6基の新規建設を白紙化するなど脱原発へ進んでいるが、廃炉のロードマップがまだ見えないことや核発電所の輸出問題などの課題が指摘された。

フロアでは60部準備した配布資料が不足するほどの多くの参加者を得て、質問状が多数提出された。すべてのやりとりはここに再現できないが、一点、「脱原発の進む東アジア」と謳っているが、東アジアの大国である中国について言及がないことに鋭い指摘があった。今後の課題としたい。

最後に司会者の佐伯より、台湾の廃炉や核廃棄物の問題、ベトナムの整地ずみの敷地問題など、暫定的に「脱原発」といっても決して楽観視はできないこと、脱原発をめざす市民運動の存在が見えづらいとはいえ、やはり中国の分析が必要であろうとの言及があった。

非常に有意義な部会となった。この場をお借りして、報告者、討論者、司会者、またフロアから参加して下さった会員諸氏に心よりお礼申し上げます。

(吉井美知子)

分科会報告

「環境・平和」分科会

報告：前田幸男（創価大学）

「人新世時代の惑星政治とは何か―気候変動問題を通じた理論的諸前提の問い直し―」

討論：蓮井誠一郎（茨城大学）

司会：嶋原敦子（仙台高専）

「環境・平和」分科会では、現在の国家主権システムを前提としたまま構築されている「地球環境問題」というフレームの枠内の議論では、現在起こっている気候変動問題に適切に対処することができない、という問題意識に基づく前田会員からの報告がなされた。

報告者は地球気候変動という喫緊の課題に対して適切に対処するためにはどのようなアプローチが要請されているのかという問いに応じるため、「人新世」概念に依拠し、既存の政治学や国際関係論で論じられてきた枠組みではない政治を構想するための「惑星政治（planetary politics）」という枠組みを設定する。それは専らヒトに焦点を当てる既存の政治学系の議論とは異なり、「自然とヒト」をあくまで切り離さずに一つの枠組みとして捉え、かつ両者の生存/絶滅の問題を含め「人新世」時代に対処するための理論的諸前提の再検討を促すための概念装置として提起されている。

報告では、まず始めに現代を「多重絶滅危機の時代」として見る報告者の問題認識が紹介された。それに基づき、報告者は既存の研究のほとんどが「もっぱら集合的な人間の営みを扱うもの」として展開されてきたと述べる。たとえば従来の社会学が、自然環境を背景としながらももっぱら人間ドラマにのみ関心を寄せてきたこと、従来の政治学が依拠する国家の存立基盤としての社会契約論も、それが前提としている「自然状態」とは、自然といいながらそこに登場するのはもっぱら人間だけであるという問題が孕まれていると指摘する。また国際政治学など政治的共同体の相互作用として捉えるウェストファリア的アプローチでは、囲まれた領域に対する主権と、その延長としてのグローバルコモンズの共同利用という前提での議論がなされるため、気候変動交渉がうまくいかないと述べる。これらから、報告者は既存の学問体系や諸理論が前提としてきた「社会」認識の再検討を促している。

また人類の歴史にとって最も重要なモチーフだった「自由」の獲得という文脈においても同様である。「自由」拡大の歴史の大部分は、とりもなおさず、ふんだんに二酸化炭素を排出することによって「自由」を享受できた時代であり、きわめてエネルギー集約的なものであった。そしてそれが限界に近づきつつあるのが現代である。したがって地球資源の危機を契機に、文明化と「自由」獲得の歴史の捉え直しも不可欠であり、これまでの権利主体が人間だけに限定されている自由論やそれをもとにした「民主主義」といった観念をも根本的に見直す必要があると述べられた。

そのうえで平和学としてこうした境界研究に取り組むため、国益からスタートする伝統的地政学ではない、批判的地政学の可能性についての報告者の考えが述べられた。人間が自然環境との

相互作用の中で「地球」を絶えず作り変えており、われわれの生活の集積が気候変動をはじめとする地球の劇的な変化をもたらしているのが現代である。この問題に向き合うためには既存の地政学の根本的な修正が不可欠であり、人間と非人間の関係性をフラットにして捉える脱人間中心的な構想に基づく新しい地政学が、「惑星政治」の重要な軸となるという。

この報告に対して討論者の蓮井会員から、いくつかのコメントと質問が提示された。有限な地球システムの中で人類がいかに持続可能な定常型社会に移行しうるかという喫緊の課題に対し、あくまでも中心に国家を策定し、国家と国家の境界の問題を扱う従来の「安全保障」論は、すでにこの問題に答えるすべを持たない。前田報告は、地球資源の有限性を基準に議論されるべき国際社会の脱「安全保障」論にむけた試論として捉えうるとの見解が述べられた。そのうえで、よく用いられる地球政治（グローバルポリティクス）ではなくあえて「惑星」を用いるのはなぜか、人間が人間中心主義をいかにして克服しうるのか、自然を同胞・親族とするなら、種のひとつとしての人間が特権的地位からいかにして生態系の中に自らを位置付け具体的実践的行動に落とし込むことが可能か、その際には「倫理」と接合させた議論も不可欠であろうとの指摘がなされた。またこれらの討論応答の後、フロアとの質疑応答が交わされた。人間中心主義とエコ中心主義の対峙という構図をいかにして乗り越えうるか、自然の声を聴く翻訳者の役割を誰がどう担うか、はたして「感性の問題」で済むのか、感性やスピリチュアルな議論と学問との関係をどう考えるかについての整理が必要ではないか、新しいマテリアリズムに基づく権力の配分をどう考えていくのか、「人新世」時代にふさわしい科学のプラットフォーム的役割が必要となるのでは、など多数の質問が活発に出され適宜応答がなされた。

地球自体の持続可能性の危機が無視できない規模で顕在化してきたことをうけ、「知」の体系全体が大幅な修正を余儀なくされている。今回の分科会では、我々が直面する喫緊の課題に対して、既存の学問体系が前提としてきた従来の「自然/社会の二分法的世界理解」そのものの再検討が不可避であるという問題意識が共有され、そのうえで、いかに既存の「知」の脱構築と再構築を通して具体的政策に反映させていくのかという方法論に対する意見交換が交わされた。報告者は今後、新しい地政学を手掛かりに、平和学としてそれをどう深化させ、地球の「限界（惑星限界）」に取り組む学問として自らを再構成することができるかが試されていると述べており、そのための第一歩となる議論を展開することのできた分科会となった。

（鳴原敦子）

「難民・強制移動民研究」分科会

テーマ：移動のダイナミクスとプロセス

報告：後藤一樹（慶應義塾大学文学部非常勤講師・国立民族学博物館外来研究員）

「アジールとしての四国遍路——移動の果ての対話と相互扶助の時空間」

討論：小坂有資（成城大学大学院博士後期課程）

司会：小泉康一（大東文化大学）

この分科会では、後藤一樹氏の「アジールとしての四国遍路——移動の果ての対話と相互扶助の時空間」と題された報告を受け、討論が行われた。

後藤氏によれば、「共同体と共同体のあいだに構築された四国遍路」は聖なる領域にあり、避難所・無縁所の機能を有していた。四国遍路は、「大規模な自然災害や飢饉の際に、移動を余儀なくされた人々を多く受け入れてきた一方、そうした『危機に瀕した時』だけではなく、人々の移動に対する共感や想像力を『日常的』に育んできた民衆文化」の場であった。後藤氏の報告目的は、「移動の社会的要因」「移動を受け入れる側の社会的背景」「移動の途上の対話と相互扶助のあり方」「移動後の定住の課題」など、難民・強制移動民研究と根本的な部分で通底していると考えられる諸問題について、小泉康一『変貌する「難民」と崩壊する国際人道制度——21世紀における難民・強制移動研究の分析枠組み』（ナカニシヤ出版、2018）を主な参考文献として、四国遍路を事例に考察することとされた。

まず、遍路（巡礼者）が移動する動機について、後藤氏が小坂有資とともに聞き取りを行った二人のハンセン病者の事例から検討された。ハンセン病に罹患したことで自身の家族が差別されないように四国遍路へ行き、その後ハンセン病療養所に強制的に移動させられたことや、ハンセン病の症状が出て四国遍路へ旅立つまでの自身や家族との生死にかかわる葛藤が紹介された。さらに現代の四国遍路を歩く三人の事例を紹介しながら、遍路が移動する動機について次のような点が明らかにされた。それは、移動に至るまでの「プロセス」を追うことで、四国遍路を行う動機が、「それぞれの人生において、階級、ジェンダー、差別などの社会的要因と深く関わるかたちで醸成され、〈原因 - 結果〉の連鎖を生み出していた」というものである。

次に、遍路の移動を受け入れる地域社会について検討された。飲食や寝床、時に金銭を施す「お接待」をする四国の地域住民は、遍路と同様に「血縁・社縁の喪失経験や地縁の弱体化に直面する経験」をしている場合が多く、このような社会的文脈を背景とした遍路への共感や同情が地域住民によるお接待の動機を醸成していることが示された。また、「縁切り」の対概念として「縁おこし」が提示され、四国遍路を媒介とした「無縁」の積極的な展開も示された。「縁おこし」とは、見知らぬ者同士である遍路と地域住民の偶然の出会いと交流が生み出す、無縁から有縁が紡がれる独特の過程である。そして、「四国遍路における縁おこしは、主従関係にもとづく身分的役割に媒介されることのない、直接的で全人格的な対面を通して実践されている」ことが示された。この問題に関して、四国遍路研究と難民・強制移動研究が相互参照され、移動者に比べて移動を受け入れる人間の営みが重視されない傾向にある点が指摘され、「移動を、定住者を含めた人間関係の根本的な再構築作用として捉え直し、『移動者と定住者の相互行為を媒介とする社会関係の再編成過程』を探究しえる方法論の確立が求められている」ことが示された。

遍路たちは、「四国遍路へ／を移動」したあと、新たな生活空間や元いた場所での定住の暮らしを再開する。ただし、四国遍路以前の生活とは質的に異なる生活が展開される場合が多いことも指摘された。そして、ハンセン病者の四国遍路とその後の定住についても論じられた。たしかにハンセン病者は、四国遍路で差別も受けたが、自分で移動し、縁おこしをすることのできるギリギリの自由があった。しかし、四国遍路後のハンセン病療養所での定住生活では、法的・社会的拘束力により、移動の自由がほぼ奪われたてしまったことが指摘された。

以上のような諸問題を扱った後藤氏の報告では、聞き取り調査で得られた語りの音声とビデオ撮影調査で得られた映像の一部が上映され、四国遍路における「移動の果ての対話と相互扶助の時空間」が、「クロス・ナラティブズ（交差した複数の語り・物語）」という後藤氏の独自の視座から検討された。

さて、討論者の小坂有資は自身の調査研究の観点から、強制移動をとまなう場合もあったハンセン病者に対する日本の隔離政策の概要と、後藤氏も事例としてとりあげたハンセン病者が生活する国立療養所大島青松園の現在について報告した後、後藤氏に次のような質問をした。それは、「移動や会話が困難な障害者や日本語を話すことが困難な外国人等の四国遍路における地域住民や他の遍路との相互行為や社会関係の形成については、いかがでしょうか」という質問だ。後藤氏の回答は、「アスペルガー症候群の人と出会い、しばらく旅を共にしたが、障害者何級といったような身分的定義の開示の前にまず相互行為があり、障害者手帳を見せられるまで相手が障害者だとは意識しなかった」、「日本語を話すことができない外国人遍路と英語で会話をしたり、そのような外国人と他の遍路・地域住民との言語以外の手段も用いた相互行為を観察したりした。ここでも、外国人と日本人という国籍にもとづいた身分的カテゴリーの差異はあまり意識されず、むしろ四国遍路を行うことの動機を媒介にして共感が広がっていた」というものだった。

司会者の小泉康一氏は後藤氏に、①「四国遍路の大部分では、一時的な関係、言い換えれば、主（地域住民）と客（遍路）という関係の中で遍路が地域住民に歓待されているように思えるが、いかがでしょうか」という質問と、②「お接待は四国遍路を開いたとされる空海への信仰心にもとづいた宗教実践をその古層に持つとあるが、四国遍路を宗教的コミュニティという視点から考えると、お接待に関してどのようなことが言えるだろうか」という質問だった。①に対して後藤氏は、「四国遍路では一時的な関係性が大半であるが、四国遍路を行った際の出会いを縁に四国の地域社会に移住する遍路もいる。その場合、地域社会の『規則』と地域社会の人々との『信頼』が重要になってくる。そして徐々に移住者は、一時的な歓待関係を越えた持続的な社会関係のなかで、さまざまな交渉を行っていくことになる。一方で、一時的な関係だからこそ成り立つ四国遍路の人間関係がある。それは、社会的属性が原因となり相互行為が行われるのではなく、まず相互行為があるという行為遂行的な関係であり、これは四国遍路の特性である」と回答した。②に対して後藤氏は、「地域住民の世代にもよるが、とりわけ高齢者は宗教的な理由からお接待をする人もいる。しかし、般若心経を暗記しているような世代は少なくなっている。また、商売でお接待をしている人もいる。ただし商売といっても、ほとんど儲からない場合も多い。経済的条件や身体的条件から自分自身が移動しづらい状況にある四国の地域住民が、移動することの自由をお接待を媒介にして遍路たちに託し、遍路から移動経験の物語を聞き、自分たちの生活の場で視野を広げていく、というのがお接待の最大の理由ではないか」と回答した。

フロアからは、日本大学法学部の佐渡友哲氏と大阪大学大学院博士後期課程の田中翔氏からコメントや質問があった。まず佐渡友氏は、①「映像を使った調査と報告は、興味深いものだ」というコメント、②「四国遍路と難民問題などの外国の事例とを比較することも重要であり、たとえば『縁おこし』は難民が地域社会で生活していくうえで重要な概念ではないか」というコメント、③「移動する人々の動機は『強制的移動』か『自発的移動』かといった二分法では捉えにくい

状況になっているとの指摘がなされたが、四国遍路についてはいかがでしょうか」という質問をした。後藤氏は③に対して、「四国遍路を行う人々の動機も様々で、移動の動機は、完全に強制的なものから自由意志にもとづいた自発的なものまでグラデーションのようになっており、実際は強制的な要因と自発的な要因が絡まり合っている」と回答した。次に田中氏は、「クロス・ナラティブズという方法で分析した今回の事例では、縁おこしというポジティブな側面が多かったが、遍路に対する差別などのネガティブな側面があったのであれば、それはどのようなものでしょうか」という質問をした。この質問に対して後藤氏は、「昔に比べると現在はだいぶ減ってきてはいるが、地域社会の人々が遍路に対するネガティブな意識を持つ場合や、逆に遍路が地域社会の人々にネガティブな意識を持つ場合もある」と回答し、その事例が紹介された。

本分科会では、四国遍路に関する議論だけでなく、四国遍路の研究を難民・強制移動民研究とどのように比較あるいは関連づけていくかといった議論もうまれた。さらに、映像を用いた調査研究については、その重要性が確認された。このように本分科会では、活発で刺激的な議論が展開された。

(小坂有資)

「非暴力」分科会

テーマ：現代日本における非暴力運動の実際と可能性

報告 1：田部知江子（東京弁護士会・日本反核法律家協会理事・原爆症認定集団訴訟弁護団・日本アンガーマネジメント協会シニアファシリテーター）

「平和構築におけるアンガーマネジメントの可能性」

報告 2：田村あずみ（滋賀大学国際センター特任講師・立命館大学客員協力研究員）

「文化的暴力への非暴力的抵抗：現代日本における『生の政治』の考察」

司 会：藤田明史（立命館大学）

「非暴力」分科会の活動は、数年の中断後、今回から再出発することになった。その基本方針を責任者（藤田）が「テーマ概要」にまとめている。最初に司会者として、その要点を次のように述べた。非暴力に関して、ガンジーの「サティアグラハ」とは何かの解明は、現代の学問的課題として依然として重要であろう。日本平和学会には優れたガンジー研究家がおられる。ある段階において、われわれがこうした専門的知見に触れることは、きわめて有益かつ不可欠である。一方、一般のわれわれもガンジーないし非暴力について、一定のイメージをもっている。ゆえに当面は、「非暴力」分科会を、できるだけ多くの方々が、各自のイメージを把持しつつも、専門分野に基づく独自の問題意識から、自由にテーマを設定・報告することのできる場にして行きたい。非暴力の概念の一層の深化・発展はそうした場においてこそ可能となるだろう、と。今回の二つの報告はこうした趣旨にまさに沿うものであったと考えている。なお、当日の参加者は約二十名、質疑応答も活発に行われた。

田部報告「平和構築におけるアンガーマネジメントの可能性」は、氏が弁護士の立場からこれまで主として訴訟を通じて関わってきた「アンガーマネジメント」の思想・スキルを、より広く「平和構築」の分野に生かしたいとの問題意識から行われた。「怒り」とは何か？ 怒りとは人間の基本的な感情である。もしそうなら一体、「怒り」の何が問題となるのか？ ワークショップの手法を活用しつつ、氏はアンガーマネジメントの要諦を、人が「『怒り』で後悔しないようにする」ことであると端的に指摘された。参加者の多くは、自分の体験とつぎ合わせ、身につまされる思いがしたに相違ない。「怒り」は、犯罪や暴力の一原因であり、また、原爆症認定集団訴訟などでは、被害者・原告が立ち上がる原動力でもある。個人において前者は「アンガーマネジメント」が失敗した場合、後者はそれが成功した場合と見なすことができよう。すなわち、「アンガーマネジメント」は、暴力を「非暴力」に変換する有効な一つの手法なのである。

田村報告「文化的暴力への非暴力的抵抗：現代日本における『生の政治』の考察」は、現代の日本社会、とりわけ3.11後の日本社会に顕著になった格差、そしてそれを正統化する自己責任論のような言説に対して、われわれはいかに対処できるか・すべきかという基本的な問いを発している。これへの自身の回答として、一方では「文化的暴力への非暴力的抵抗」、他方では「『生の政治』の創造」が提唱される。そして両者を等置することの中に、報告者の独創的な思想が表現されているようだ。そのプロセスを担う主体は、3.11後の反原発運動に見られる。なぜなら、そこでは「災害という亀裂に巻き込まれた個が、……事後的に抵抗を形成する可能性を示す」からである。すなわち、現代日本における社会変革の主体は、「自律的な個ではない、他者と絡まり合っているがゆえに脆弱で不安定な個」なのである。これは確かに新しい視点であろう。

参加者から、沖縄の現況を念頭に、圧倒的に巨大な権力の暴力に「非暴力」を対置することが果して本当に有効なのか、との問いが出された。これは最初の報告に対してのものだが、第二の報告にも妥当する。いや、本分科会が「非暴力」分科会である以上、分科会そのものに出された根源的な問いであろう。われわれはこの問いに必死に答えて行かなくてはならない。

(藤田明史)

「公共性と平和」分科会

テーマ：国際関係を変化させる「ダイナミズム」の再考

報告1：邵天澤（京都大学大学院、日本学術振興会特別研究員）

「プラグマティズムによる平和？—中国・西独「ベルン会談」の意義の再考—」

報告2：清嶋友喜（立命館大学大学院）

「『テロ対策』と『民族解放』の狭間で揺れ動く米国の公共政策—冷戦後の国境横断的なネットワーク形成の促進はいかに作用し得るか—」

討論1：宮脇昇（立命館大学）

討論2：中内政貴（大阪大学）

司 会：玉井良尚（京都府立大学講師、京都学園大学講師）

「公共性と平和」分科会は、「国際関係を変化させる『ダイナミズム』の再考」をテーマとして、邵天澤会員（京都大学大学院、日本学術振興会特別研究員）ならびに清嶋友喜会員（立命館大学大学院）の2名が報告を行った。

邵会員は、「プラグマティズムによる平和？ —中国・西独「ベルン会談」の意義の再考—」と題した報告を行った。本報告は、冷戦期の中国・西独間による「ベルン会談」の交渉過程を両国の一次史料に基づいて明らかにし、譲歩できぬ政治問題をはらんだ国家間同士の関係正常化の可能性について探るものである。今日の中独関係は、政治的にも経済的にも蜜月関係にある。しかし冷戦期に遡ると、両国関係は複雑であった。なぜなら中国と西独両国とも第二次世界大戦後に国家として成立し、東西の異なる陣営に属するだけでなく、分断国家としてそれぞれに国府（台湾）と東独というもう一つの中国とドイツが存在したためである。即ち、「二つの中国」と「二つのドイツ」が同時に存在するなかで、同じ陣営内の中独関係だけでなく、異なる陣営間の中独関係の構築も試みられたのだ。この複雑な関係構築が試みられたのは、中国と西独それぞれが置かれた国際事情による。1960年代初期、中ソ対立の激化にともない、中国は、ソ連からの技術援助及び精密工業製品の輸入が困難となった。そのために中国は、自国の対外戦略を調整し、西側諸国との関係改善を図ることで、西欧、とりわけ工業技術に定評のある西独から工業製品を輸入することを企図した。対する当時の西独も、「ベルリン問題」の深刻化から、西ベルリンの西独帰属を中国に認めさせたいとの思惑を持っていた。そして西独からの打診によって、中・西独両国は、1964年の5月から12月までの間、政府間貿易協定および通商代表部の相互設置について計4回にわたり会談を開いた。この「ベルン会談」は、史上初の中・西独政府間接触となった。しかし結果として、中国が対西独関係の改善を容易ではないと判断したため、この会談は政治的成果をあげることができなかった。中国がその判断を下した具体的理由として、同じ統一問題を抱えるが故の「ベルリン問題」での強固な東独支持、さらには西独首相エアハルトの親米的態度に対する「反帝反修」路線からの不満があった。

このように「ベルン会談」は、政治的に一見無意味であったかのようにみえる。しかし邵会員は、この会談が両国政府の相互理解に貢献したとして高く評価する。実際、ベルン会談後の中・西独両国はイデオロギー的・政治的に対立を依然として続けたものの、一方で、両国間の民間貿易関係に関しては深化していった。これは、西独が中国市場を求め、また中国も自国発展のために西独の技術を欲したプラグマティックな相互依存関係に基づいている。邵会員は、ベルン会談には「机の上で喧嘩をして、机の下で握手する」ような、中独関係のプラグマティックな要素がみられると結論付けた。この報告に対して討論者の宮脇昇会員（立命館大学）からは、1955年のハルシュタイン・ドクトリンとベルン会談との整合性について、そして会談を通じた西独の対東独関係の視点等に関する質問とコメントが呈された。またフロアからも、ベルン会談と同時期における中国の核保有開始を踏まえて、ハイ・ポリティックスに対するロー・ポリティックスによる超克の可能性について質問がなされるなど、活発な議論が展開された。

次に清嶋会員からは、『テロ対策』と『民族解放』の狭間で揺れ動く米国の公共政策—冷戦後の国境横断的なネットワーク形成の促進はいかに作用し得るか—と題した報告がなされた。本報告は、公共政策の競合的性質に着目しながら、「テロ組織」が「国際アクター」へと変貌する過

程の中で、紛争当事国とトランスナショナル・アクターが果たす役割の大きさを浮き彫りにした。冷戦末期からポスト冷戦期にかけて、国連を中心としてテロリズム防止に向けた国際協力が推し進められた。しかし、旧社会主義諸国では徐々に民族主義運動が台頭し、エスニック・グループによる政治的取り組みが増大すると同時に、一部のグループは過激化していった。そして彼ら過激グループは、民族意識に基づき、米国拠点のエスニック・グループと国境横断的な連携を構築することにより、米国の外交政策に影響を及ぼすことを企図した。1998年から1999年までのコソボ紛争では、国際的なテロリズム防止の動きによって、過激なエスニック・グループの活動が抑制されることはなかった。本報告によれば、コソボ紛争時に形成された米国内のアルバニア系エスニック・グループとコソボ解放軍（KLA）の間の国境横断的なネットワークが、同武装組織に対する米国の認識および対ユーゴ政策を転換させ、ついには新ユーゴスラビア空爆に至るまでの流れをつくり出したとする。そして清嶋会員は、今日、紛争当事国外、とりわけ超大国である米国を拠点とするエスニック・グループの活動が容易に国際政治を変動させ得ると指摘した。この議論に対して、討論者である中内政貴会員（大阪大学）からは、「テロ対策」と「民族解放」を二項対立的に捉える事を前提とした問題設定の妥当性について疑問が呈された。またコソボの近隣諸国の政治状況、とりわけ紛争後のボスニアにおける Dayton 和平合意の履行状況を加味した議論を展開する必要性等も指摘された。またフロアからも、アルバニア系エスニック・グループと敵対するセルビア系グループの紛争当時の米国での活動について質問等がなされた。このような質問やコメントを通じて、エスニック・グループが持つ国家の政策決定に対する影響力について活発な議論が展開された。

これら貴重な2つの報告ともに、本分科会参加者間で活発な議論が交わされた。ここでの議論を通じて、報告者・討論者をはじめとする今回の本分科会参加者に国際政治の「ダイナミズム」に関する新たな研究示唆を提供できたのであれば幸いである。

（玉井良尚）

「ジェノサイド研究」分科会

報告：重松尚（東京大学大学院博士後期課程）

「第二次世界大戦におけるユダヤ人迫害／虐殺へのリトアニア人の関与とその評価」

司会：石田勇治（東京大学）

当分科会では、広い意味でのホロコーストの一局面であるリトアニア人のユダヤ人の迫害・虐殺への関与について、特に関与した人物に対するリトアニアでの評価についての報告を重松尚氏より得た。

はじめに、リトアニアにおけるホロコーストでは、リトアニア・ユダヤ人（約20万～20万8000人）のうち90～95%が殺害されており、これは、ポーランドを始め、全ヨーロッパで最も高い割合であり、その要因の一つにリトアニア人の虐殺への直接的な関与が挙げられると説明がなされ

た。

報告者はリトアニアにおけるホロコーストを、イスラエルの歴史家イツハク・アラド、リトアニア人歴史家のアルーナス・ブブニースの区分を参考に以下の 3~4 つの時期に区分し、その背景と過程を説明した。

(1) 1941 年 6 月 22 日~12 月 (さらに a と b に区分される)

1940 年 11 月 17 日にベルリンでリトアニア人行動主義戦線 (LAF) が結成された。親独外交を主張したカジース・シュキルパ (Kazys Škirpa) 元駐独公使が LAF のトップに就任し、LAF はリトアニアの独立回復を目指し、対ソ抵抗運動を展開することになる。報告者は、LAF はドイツを解放者として見ており、リトアニア人に向けて宣言や綱領ではユダヤ人の殺害、追放、住居剥奪に言及しており、ユダヤ人のいないリトアニアを目指していたことを指摘した。

a. 1941 年 6 月 22 日~7 月

1941 年 6 月には独ソ戦が開戦、リトアニア全土で蜂起 (六月蜂起) が発生し、同時に各地でリトアニア人軍事組織などによるユダヤ人の無差別的殺害が発生した。注視すべきは、これは無政府状態において発生した「ポグロム」であったということが指摘された。臨時政府は、これらのユダヤ人虐殺は LAF や臨時政府とは無関係であることを宣言しており、報告者によれば臨時政府に虐殺を積極的に止める意思はなかったという。

ドイツ政府はリトアニアの独立を認めず、臨時政府のみを容認する。臨時政府はその後、ドイツ当局の意向に従い行動し虐殺に関与するようになる民族労働防衛大隊 (TDA) を組織した。

b. 1941 年 7 月~12 月

8 月 1 日、臨時政府によりゲットーの設置とユダヤ人全員のゲットーへの収容が閣議決定された。臨時政府や LAF がドイツ当局により停止される中、TDA は特別部隊ゾンダーコマンドとしてドイツに協力、リトアニア各地のユダヤ人虐殺に大規模に関与する (1941 年 7 月 4 日から 12 月 11 日までのあいだに、3 万 8000 人のユダヤ人を殺害したことが明らかになっているという)。

(2) 1941 年 12 月~1943 年 3 月

ドイツ当局はリトアニア各地の都市に建設されたゲットーに収容されたユダヤ人の労働力を最大限利用することに尽力しており、殺害されたユダヤ人数は少なく、「比較的静かな期間」と言われているという。

(3) 1943 年 4 月~1944 年 7 月中旬

1943 年 3 月以降、ドイツ当局はリトアニアのゲットーを順次解体していき、収容されていたユダヤ人の大半が殺害される。ユダヤ人の選別が進み、絶滅への道が確立されて行ったという。

次に、報告者はリトアニアにおいてユダヤ人迫害・虐殺に関与した人物に対する評価について報告した。まず、リトアニアにおける「対独協力」の捉えられ方について説明した。リトアニア語では *kolaboracija*; *kolaboravimas* (協力) は、(1) 裏切りまたは売国、(2) 社会の大半が支持しない当局に協力すること、(3) 占領当局に協力すること等を意味し、一般に「協力」を意味する *bendradarbiavimas* とは区別され狭くネガティブなものとして定義されており、「協力(コラボ)」や「協力者(コラボレーター)」(*kolaborantas*) には非常にネガティブなニュアンスが含まれるという。

これを踏まえ、リトアニアでは2つの対独協力が行われたことが明らかにされているという。一つ目が言説レベルで起きたコラボである。LAFや臨時政府により行われたもので、自身の手ではなく、反ユダヤ主義の言説を広める形でのコラボである。二つ目は、実行におけるコラボであり、これはTDAやリトアニア警察組織により行われた。後者については、一般的に現在のリトアニアでは、「対独協力者（コラボレーター）」として見られているという。一方で、前者については乏しいものの、議論がある部分ということが説明された。

第一の例として、リトアニア人歴史家の「対独協力（コラボ）」の見解が紹介された。リトアニア人歴史家ヴィータウタス・ティニニスによれば、「協力者（コラボレーター）」は、(1) 占領者を支持する者、(2) 祖国の売国奴、占領当局の指示や政策を実行し、自国民を強制的に占領者の意志に従わせる者となる。「本当の協力者（コラボレーター）」、すなわち「ドイツと永遠に関係を保つことに同意する者」は多くなかったと主張し、「本当の協力（コラボ）」はリトアニアをドイツに売り渡す行為（協力自体が目的）であるのに対し、祖国の独立という愛国的目的のために手段として協力したのであれば「売国」ではないので、「協力（コラボ）」にはあたらない、つまりナチと協力したリトアニア人の多くはただリトアニアの独立を望んでいただけあるという見解を示しているという。

続いて、リトアニアの「公的史観」についての例が提示された。2012年の外務省の働きかけで出版された『リトアニアの歴史』という本では、臨時政府について、「対独協力者（コラボレーター）」ではなくむしろドイツと対立する立場にあった、との見解が示されているという。先のティニニスの、臨時政府はユダヤ人迫害以外に関しては「対独協力者（コラボレーター）」ではないという見解の根拠との共通点が見られることが指摘された。加えて、リトアニアの歴史認識に関わる国家機関「ジェノサイド・センター」の所長の見解も紹介された。2016年、LAFのトップであったシュキルパの故郷にシュキルパの活動を顕彰する記念碑が建立されることになるが、これに対して「反ユダヤ主義者」とされるシュキルパを顕彰することに対して非難の声が上がるという事件が起きた。これに際して、所長であるテレセ・ビルテ・ブラウスカイテは、(ソ連時代において研究者がマルクスやレーニンを引用せざるを得なかったように、)「シュキルパもまた自らが生きる時代の言葉で語り、当時の人々に理解されるよう話したのだ」と述べ記念碑の建立に問題はないとの見解を示したという。他方、ジェノサイド・センターが所管する「ジェノサイド犠牲者博物館」で対ソヴェト・パルチザンでありTDAの中隊隊長として虐殺に関わったとして知られるユオザス・クリクシュタポニス(Juozas Krikštaponis)の写真が掲載されていたことが指摘された際には、「英雄ではなく殺人者である」という趣旨の見解を述べたという。つまりは、ユダヤ主義的言説を広めた者への評価とは対照的に、実際にユダヤ人虐殺に関与した人物に対してはその後ソ連と戦った者にさえ否定的な評価が下される、ということである。

報告者はこれらを踏まえて、一般的にホロコースト研究においては、ユダヤ人虐殺に直接関与した人々も、反ユダヤ主義的言説を流布したが虐殺には直接関与しなかった人々も共に「対独協力者（コラボレーター）」として位置づけられ、否定的な評価が下される一方で、リトアニアの「公的史観」や国家機関の認識では、虐殺に直接関与した者は否定的に評価されるが、LAFや臨時政府の活動はリトアニアの独立のためであったとして正当化されているとまとめた。

報告者は、このように評価が二分化（英雄を善として「協力者[コラボレーター]」やその他を悪とする）してグレーゾーンの議論をないがしろにする状況は適切ではないと提起し、さらなる精査と議論の必要性を訴えた。

重松氏の報告を受け、司会を務めた石田勇治氏は、リトアニアのジェノサイド・センターが言う、ジェノサイドの概念は、「ソ連によるリトアニア人に対する迫害・虐殺」を念頭にしており、つまり国際法上の定義（国民的、人種的、民族的、宗教的集団を対象）からは外れるもの（「広義のジェノサイド」）を対象としていると指摘した上で、リトアニアにおける公的なジェノサイド理解がどういうものであるのかという質問がなされた。これを受け、重松氏は、ジェノサイド・センターは、ソ連時代に政治犯とされた者、追放された者の民間の遺族会のような形でスタートしており、その後それが国内法で定められて国家機関になっているということを説明した。この定義に関しては、ユダヤ人ホロコーストについての国際的な議論の高まりを受け、在外リトアニア人が「リトアニア人に対するホロコースト（ジェノサイド）の被害も存在している」という働きかけを行っていたという歴史も明らかにされた。また、リトアニアの国内法では、ジェノサイドはソ連時代の階級による迫害（「人民の敵」への攻撃）を踏まえ、集団が国際法上の4集団に加えて社会的集団と政治的集団を含んでいると回答した。

さらに、会場からは当時のリトアニア虐殺への同調や社会の様子やユダヤ人との共存の歴史について、加害者の訴追、ホロコースト教育、和解や復興など多義にわたる質問があり、活発な質疑応答が行われた。

（山田一竹）

「戦争と空爆問題」分科会

報告：笠原十九司（都留文科大学名誉教授）

「日中戦争における海軍の都市爆撃」

報告：石島紀之（フェリス女学院大学名誉教授）

「最近の中国における防空研究」

討論：前田哲男（ジャーナリスト）

司会：伊香俊哉（都留文科大学）

この分科会では「日本の対中爆撃と中国の防空態勢」とのテーマを掲げ、15年戦争期の中国の爆撃をめぐる状況について、攻撃した日本側からと、攻撃された中国の側から焦点を当てて検討を加えた。

笠原氏の報告は「海軍が日中戦争で何をやったか」という観点から日本の対中爆撃の展開を分析したものであった。

日中戦争開始時において盧溝橋事件後に参謀本部の石原莞爾による和平工作が進められるのに対して、海軍は大山事件という謀略により戦線拡大の機会を醸成した。そして第2次上海事変開始後には南京渡洋爆撃が敢行された。渡洋爆撃に使用された96式陸上攻撃機（1936年制式化）は、山本五十六が、海軍軍縮条約の結果、飛行機の時代が到来したと判断して製造させたもので

あったが、これを早く試してみたかったというのが海軍首脳の本音であった。

それ以後の海軍の中国に対する爆撃には対米戦の訓練という意味合いがあった。日中戦争開戦当初は中国空軍基地などを爆撃していたが、その後援蒋ルートへの爆撃なども実施されるようになった。鉄道などへの爆撃は、艦船を爆撃するため訓練としての意味を持っていた。また 1941 年に実施された百一十号作戦では、漢口から飛び立った日本軍爆撃隊は上空で 100～200 機に上る編隊を組んで重慶爆撃を行ったが、これは真珠湾攻撃の訓練であった。

石島氏の報告は、袁成毅『抗日戦争時期国民政府对日防空研究』（中国社会科学出版社、2016 年）を取り上げ、最近の中国の防空研究を踏まえて、中国における防空に関する研究が重慶の防空を中心としていた従来の状況から一歩進めて、より全国的な防空研究の状況について検討をするものであった。

国民政府の防空建設は九一八事変（「満州事変」）後に始まった。しかし飛行機生産能力の低さは低く、積極防空はアメリカへの依存度が高かった。一方 1934～36 年には全国的な防空体系が整備され始めた。日中全面戦争初期には新たに「防空法」が制定されたが、航空作戦面では大きな損失を受けた。武漢陥落後は全体に守勢となり、防空総監部の設置や「防空法施行細則」公布など防空体系の整備が進められた。全面戦争後期（1941～）に入ると日本の航空兵力の太平洋戦場への移動が進むのに対して、アメリカの軍事援助により中国領内の制空権掌握、日本への爆撃が実施された。

国民政府の防空という点では防空総監を務めた黄鎮球が消極防空を重視して防護団の創設を実現した。このような消極防空を重視する政策の方針は、日本軍機による空襲の損害を軽減することにつながったと言える。

討論者の前田哲男氏からは、笠原氏の日中戦争で海軍が何をしたのかという観点からの研究が爆撃研究でもさらなる発展が期待でき、石島氏の報告からは中国の研究者による空襲に関わる研究の発展が期待できるといったコメントがあった。

フロアを交えた討論では、日中戦争におけるドイツやイタリア、ソ連の関係性、総力戦体制の中での防空をどう捉えるのかといった問題が提起され、議論が展開された。

中国に対する日本の爆撃をめぐっては今後もなお多くの研究課題があることを考えさせられる分科会となったといえるだろう。

（伊香俊哉）

「植民地主義と平和」分科会

報告： 慎 蒼宇（法政大学）

『『明治 150 年』と朝鮮の 150 年——『戦争』と植民地支配の視点から』

討論： 吉澤文寿（新潟国際情報大学）

司会： 藤岡美恵子（法政大学）

本分科会は「明治 150 年」キャンペーンが政府により展開されている今年、明治以降の歴史を植民地主義という観点から捉え直すことで、近代日本における暴力と平和に対する考えを深めようという趣旨で開催された。

報告者の愼氏は、明治という時代が「民主化・自由化のフロントランナー」として礼賛され、官民の歴史修正主義が跋扈する中、知識人レベルでも植民地支配への認識が希薄になっていると指摘した上で、①朝鮮から見た日本の戦争観・植民地認識の問題、②朝鮮をめぐる「150 年戦争」の視点、③西洋中心主義ではないアジア・アフリカから見た植民地支配と平和への視点について、以下のように報告した。

愼氏は朝鮮において 1860 年代後半以降、近現代的軍事行動と植民地下の「戦時」状況の両方を含む「戦争」が行われてきことを捉えるために「150 年戦争」という視点が必要だと提起する。植民地においては軍事と平和は未分離で、戦争と治安維持が結び付く。朝鮮でも民族運動が弾圧される一方で、日常生活でも過酷な取り締まり・監視が行われ平和でない状態におかれた。

「150 年戦争」は①朝鮮支配をめぐる国際紛争、②日本と朝鮮の間の戦争・植民地支配、③朝鮮内の対立と「内戦」「分断」の三つの位相で構成される。②については、サンフランシスコ平和条約や日韓基本条約で解決されることはなく、日本は今日まで植民地支配への責任に向き合っていない。すでに日清戦争のときに現れていたこの三つの位相が朝鮮の独立・統一を求める広範な民衆運動を封じ込めてきた。欧米列強が被支配者の頭越しに相互の利害関係を調整する中で、日本による朝鮮の植民地支配を認めていたことも指摘しなければならない。

近年広く議論されるようになってきた「植民地責任」論も、やはり西洋の国際法の進展の言語で語られている。しかし、支配された側がどのような正義の観点で告発したかという視点なしには、植民地支配責任をラディカルに問うことはできない。朝鮮の保護国化を「不当だが当時の西洋の国際法の下では合法」とする「合法不当論」は、当時から朝鮮側が不当性を訴えていたことを無視しており、西洋の論理に立脚したものと言わざるを得ない。

朝鮮側は儒教的観念をもとに当時の西洋の国際法（「万国公法」）を理解し、国際関係で重要なのは「信」であるとの考えから、威圧の下に応諾させた保護条約の無効を訴えた。儒学者の崔益鉉は日朝修好条規に対して儒教的な「倭洋一体論」をもって反対したが、その後は、万国公法を受容し援用しながら保護条約の無効を訴え、万国公法の信義則に背く日本の罪を挙げて日本問罪論を展開した。土地の収奪、各種利権の掌握、民族運動の弾圧など、植民地支配の具体的な実態も把握していた。これは植民地支配責任論の原型といえる。

「戦後日本は平和だった」という言説はフィクションである。日本は朝鮮戦争に加担し朝鮮半島の分断に寄与してきた。戦後補償問題も未解決であり、朝鮮民主主義人民共和国との国交もない。「150 年戦争」は朝鮮の民族の自主と統一を阻んできたゆえに、その解決は朝鮮における統一国家の樹立につながるものである。

以上の報告を受け、吉澤会員は次のようにコメントした。朝鮮半島の分断には日本も加担し、朝鮮戦争にもさまざまな形で関わった。朝鮮戦争の終結の問題は日本にとっても他人事ではないにも関わらず、日本でそのような議論がされていないことは問題である。愼氏が報告した、朝鮮の側から当時から主張されていた植民地化不当論は、「韓国併合不法」論ということができる。

その観点に立てば 1910 年までは日韓戦争であり、植民地支配の問題が今日も解決していないということは、日韓戦争が終わっていないことになる。そうであれば「150 年戦争」という観点は可能である。この視点は朝鮮に限らず、他のアジア・アフリカなどの植民地についても普遍的に適用可能だろうか？「戦争」という語は始まりと終わりを想定しているが、構造的暴力論に立って東アジアの「平和」を構想する際、植民地支配の責任の所在はどこにあるのか？平和をどういうプロセスで実現するのかという点も重要である。日韓国交正常化交渉を検証すると、植民地支配の責任をとるのは当事者たる日本がまずは主体になるが、平和の実現においては韓国も、米国も当事者になる。

愼氏からは以下の応答が行われた。韓国併合不法論に立てば、不法軍事占領状態（「強占」）が存在したことになる。植民地化と軍事化は不可分であり、強制占領が植民地支配の実態である。よって、植民地支配が戦争状態の継続であるとの観点を意味すると、治安戦がもたらす社会への実態的な影響の両方の視点が必要である。このような議論はほかの植民地についてもできるのではない。ほかの植民地でどのような対抗言説があったのかについての比較研究が求められる。

朝鮮の非平和状態の解決のためには日本のみならず国際的な解決が必要である。東学農民戦争で日本による弾圧を容認した結果、王朝と民衆の分断が決定的になり、以降、政権と民族運動の対立が深まった。戦争の解決は親日派の問題の解決でもある。三つの位相が絡んでいるため、朝鮮における戦争の始まりと終わりの問題は複雑である。

参加者から 1910 年の併合条約は時の国際法に照らしても不法といえるのではないのかとの質問が出された。愼氏は、これまでの研究の焦点は、国家の代表者への圧迫下の併合が国際法で問題にされるようになったのはいつかという問題だった。しかし当時の西洋の国際法にのっとって不法か否かではなく、当時の朝鮮知識人が不法と主張していることの方がより重要である。国際法は植民地に対しては適用されなかったことを想起するなら、そのような植民地側の主張をもっと掘り起こし集めていく必要があると述べた。

次に参加者から、戦争状態・植民地戦争の継続性という観点から、①治安戦の継続が海賊対処法とその下での自衛隊の海外恒久基地（ジブチ）の建設に表れていること、②朝鮮国連軍の後方司令部がいまもあり、辺野古基地にも関わりあること、日本がいまも朝鮮半島への脅威であることが日本で認識されていないこと、③「竹島」をめぐる領土問題を日露戦争の文脈、併合のプロセスの中で朝鮮の国際法上の権利が剥奪されたという文脈でとらえる議論がほとんどないことの問題性が指摘された。

愼氏は、対テロ戦争以降の先制攻撃論や、テロ容疑者のその場での射殺が当然のように行われていることにも通ずると指摘し、また、日本の官民の排外主義の歴史的源泉をたどる際、壬午軍乱で日本の役人が殺害されると自由民権運動も朝鮮への侵略を主張したことも見過ごしてはならないと指摘した。

最後に参加者から「人間と国家」という大会テーマに引き付けて考えれば、「国家形成」の過程における人民の臣民化・国民化を問題化する必要があるとの指摘があった。例えば戸籍が植民地の人民をコントロールする道具として使われたし、女性は外国人と結婚すれば日本国籍を放棄せざるを得なかった。「国家形成」の過程を女性、先住民族といった縦割りのアプローチでな

く、横断的に捉えるアプローチが有効ではないかとの問題提起は、当分科会での今後の議論にも有用な示唆であった。

(藤岡美恵子)

「軍縮・安全保障」分科会

報告：石田淳（東京大学）

「声明と密約の間―揺らぐ専守防衛コミットメント」

討論：高原孝生（明治学院大学）、黒崎輝（福島大学）

司会：福島崇宏（中部大学）

本分科会では、石田淳会員による「声明と密約の間―揺らぐ専守防衛コミットメント」と題する報告が行われた。2014年に安倍晋三内閣によって集団的自衛権の限定行使容認が閣議決定された。同決定は、日本の防衛戦略の基本姿勢とされてきた専守防衛（*exclusively defense-oriented posture*）から積極的平和主義（*proactive contribution to peace*）への大きな転換点とされる。それでは、同決定を経て再解釈された憲法9条と整合的な武力の行使、防衛力の保持、装備の保有などの範囲がこれまでにない明確性を欠くものとなったことが、日本の安全保障にとっていかなる意味を持つのか。本報告の主眼は、関係国に向けて意図を伝達する宣言政策の観点から日本の防衛政策を評価することにある。

まず、日本の宣言政策には2つの側面があり、主に日本国民向けの対内釈明と、周辺諸国向けの対外言明に区分される。少なくとも2014年の閣議決定以前の日本の防衛政策の策定にあたっては、自衛権の発動には違法性、均衡性、必要性の三要件の充足が必要であるとされ、その準備たる防衛力の保持、装備の保有についても、それ相応の範囲に自制するという意味において憲法9条と整合的な受動的防衛姿勢がとられてきた。それは、一定の再軍備を憲法整合的な必要最小限のものであるとして国内向けに釈明する正当論のみならず、専守防衛を基本姿勢とする日本の行動の意図を周辺諸国向けに表明するための施策でもあった。これが大きく変容したのが2014年の閣議決定であった。

次いで日本の防衛政策の中心に据えてきた専守防衛への評価について、憲法第9条の精神にのっとり、必要最低限度の武力行使、防衛力の保持、装備の保有などについては一定の歯止めをかけることが求められ、日本国民からもそれが期待されたのであるが、実際に日米の間では、アメリカの軍事的な行動の自由（配備、装備、戦闘作戦行動など）をどの範囲まで許容しうるのか、そして国外におけるアメリカの軍事行動をどの範囲まで支援しうるのか、繰り返し重要な論点として浮上することとなった。

先に挙げた2014年の閣議決定により、集団的自衛権の限定行使が容認されたことから、日本の防衛は国際的な安全保障環境を改善することが日本の平和への寄与となるとする「積極的安全保障」へと変貌を遂げることとなる。

日米二国間の防衛協力のための指針の変容は、武力不行使体制において禁止される武力行使と例外的に認められる武力行使との間の境界が曖昧になるというグローバルな規模での安全保障環境の変容と密接に絡み合っている。

結語として、積極的安全保障への転換は、地理的には限定されることのない、日本の安全に影響を及ぼしうる事態への対応を可能とするため、従来の専守防衛型の制約を解除するものであり、この政策転換の過程において、本来、専守防衛論に内在していた《関係諸国との間の意図の伝達》に対する配慮が抜け落ちることとなった。

さらに、現状防衛の決意なき積極的平和主義と同様に、現状変更の不信払拭なき積極的平和主義もまた、初期の目的たる平和を達成しえない。主観的には原状回復を意図する行為も、関係諸国によって現状変更を意図する行為と誤認されかねない場合にはなおさらである。安全保障のディレンマを深刻化させることのない防衛構想とは何かという古典的な問いに立ち返る必要性がここにある。

石田報告に対して高原孝生会員（明治学院大学）は、宣言政策の転換によって日本政府による周辺国への配慮が見られなくなった点が課題だとする石田報告の指摘を評価した上で、日本国民と日本政府との間の防衛政策に対する理想と現実の乖離が大きく、政府が実際にどのような政策をとっているのかが国民の目から見えなくなっている点が問題であると指摘するとともに、アメリカの軍事態勢に日本の自衛隊がいつそう組み入れられている現状においては、日本国憲法が最後の砦の役割を果たしていることを強調した。また、武力行使容認の様相は世界中に蔓延しつつあり、特にそれが核兵器のもたらす惨禍の認識不足へとつながることが危惧されると指摘した。

黒崎輝会員（福島大学）は、まず、安保法制実現の背景として、いわゆる 55 年体制の下では保守と革新の対立、さらに自民党内での派閥間闘争が専守防衛や非核三原則の変更を政治的に難しくする要因として働いていたものの、55 年体制崩壊後、それらの抑制要因が失われたことを指摘した。その上で石田報告に対して、(1) 国家間関係における約束の信頼性と威嚇の信頼性のギャップ、(2) 安保法制の実現の結果、アメリカからの協力要請を拒むことが日本にとって難しくなった可能性（「コミットメントの罠」問題）、(3) 合理主義の分析対象にならない国内政治やトランスナショナルな関係を含めた政治外交プロセスの必要性について質問があった。

討論者によるコメントに対し石田会員からも、国家間関係の地平において、価値配分の現状に対する脅威を削減するには関係国間の意図のコミュニケーションが重要であるとのコメントがなされた。

フロアからは石田会員が報告で重視した威嚇と約束のディレンマに対する質問がなされるなど、憲法改正議論が進む中で争点となっている集団的自衛権の行使に関する現状と課題についての認識を共有するとともに争点に関する議論を深め、散会した。

（福島崇宏）

合同開催「平和教育」分科会、「平和と芸術」分科会

テーマ：平和教育への多彩なアプローチをさぐる

報告 1：前嶋西一馬（元早稲田大学琉球・沖縄研究所）

「平和教育における『沖縄』」

報告 2：松永幸子（東京女子医科大学）

「原爆体験の継承—被爆講話のラジオ番組に取り組んで—」

報告 3：漆戸啓（ポップスデュオ“カズン”／ウガンダ共和国親善大使）

「音楽が果たす平和への役割 —実践的な教育の現場から：アフガニスタン、そしてヒロシマからウガンダまで—」

司 会：田中勝（京都造形芸術大学・文明哲学研究所）

本分科会では、元早稲田大学琉球・沖縄研究所の前嶋西一馬氏から「平和教育における『沖縄』」との報告と、東京女子医科大学の松永幸子氏から「原爆体験の継承—被爆講話のラジオ番組に取り組んで—」との報告、そして最後にポップスデュオ“カズン”として活動するミュージシャンでウガンダ共和国親善大使を務める漆戸啓氏から「音楽が果たす平和への役割 —実践的な教育の現場から：アフガニスタン、そしてヒロシマからウガンダまで」との報告を行って頂いた。（田中勝）

まず、前嶋西氏から平和教育の現状について、いま、政治的には後退戦を強いられている一方で、認識論的には前進している、もしかしたら日本語の世界では唯一とっていいかもしれない地帯、それが「沖縄」であろうと述べられた。前嶋西氏の言う「前進」とは認識論的「新しさ」や「強さ」のことであり、たとえば独立論や基地応分負担論を含む言説群のことである。そのような一筋縄ではいかない言説や状況を扱おうとすると、必然的に読みにくい日本語になってしまう。

（ここで前嶋西氏は、決して「語りにくい」ではなく、「聴きにくい」・「読みにくい」のだと念を押す。）なぜならそれらを紐解きかつ前進するためには、新しい文体や言語を作る必要があるからだ。さらに、発表全体を通して、細部には政治的な困難さを乗り越えるに必要な具体性と真理が潜んでいるという民族誌的倫理を前提とした語りを常に用いていたため、この場で要旨を抜き出すのは困難だが、あえて報告の骨子を探してみると、それは、あるひとつの教育の可能性をめぐるものだったと言える。ただしそれは、なにか決意、宣言、総括、といった決然としたものではなく、ひとつの「声」として共有されることを目指すものであった。その根底には「弱い研究」

「弱い教育」という視点があり、この微妙な謂いは、イタリアの美術史家・思想家ジャンニ・ヴァッティモの「弱い思考」に端を発する。また「弱さ」のイメージとして、フェルメールの「信仰の寓意」という具体的な絵画が紹介された。こちらをひとりじっと見つめている女性の視線に気付く、応えようとする「回路」を探す。これが「弱い教育」としての平和教育。強い教育ではなく、弱い教育。それは、地図の小さな処を常に書き直していくような作業であり、地図の外側からではなく、自らを地図の中に置く形で不断に続く実存的な所作であり、わたしの中に多声に響く異論の声たちを聴く行為であると、説明した。

「弱い研究」は、「弱い教育」の実践というアクチュアルな問いと繋がっている。たとえばスキ

キャンダルに揺れるとあるマンモス大学の教室では、当局の振る舞いや世間の眼差しに対して学生たちの当事者意識が例年になく高まり、沖縄問題はもとより様々な社会や歴史の諸相にいつも以上に主体的に接続していく姿を確認することができた。大学生が社会に出るための通過儀礼のひとつとされる就職活動の理不尽さや不毛さが指摘されつつも長い年月手つかずのままであることはよく知られているが、その不合理さはそのままこの社会の非合理性に繋がっている。つまり、この社会において、今現在の「弱さ」が本当の弱さかどうかを見分ける必要がある。言い換えれば、見せかけの「強さ」や「弱さ」に騙されてはいけないというメッセージは、学生たちがほんとうの「強さ」というものを見極め、身につけるためには、そしてその「強さ」が社会を変えていける「強さ」となるためには、この社会の前提条件を問うことに繋がっていく。それこそが、報告者の考える「弱い教育」のあり方に重なっていくと述べた。

一方で「弱い研究」の具体例として、沖縄独立学会という存在が指し示す沖縄研究と平和学の地勢図を俯瞰しつつ、「直接的対決の姿勢」ではないことばや振る舞いを探す所作が挙げられた。批判理論（ポストコロやカルスタを内包する人類学的布置）と進歩的政治（たとえば高橋哲哉氏と知念ウシ双方の「基地応分負担論」を腑分けする態度）＝権力についての散文、この両者のあいだに生まれる、表情のある平和教育＝抵抗についての日常の詩学が、「弱い研究」のひとつの輪郭として示された。（前嵩西一馬）

続いて、松永氏から原爆者と被爆地の現状について、被爆者の平均年齢が 80 歳を超え、被爆者から直接、被爆体験を聴く機会が殆どなくなり、また、被爆地では、原爆講話や被爆関係のニュースに触れる機会が頻繁にあるが、被爆地以外では、夏以外にはその機会はなく、現代の若者には被爆体験を聴いたことがない人も増えてきたことが述べられた。

そこで松永氏は、一昨年より、被爆体験をより多くの人に聴いてもらうことを目的として、コミュニティ FM のラジオ番組に被爆講話番組の企画を持ち込み、局の理解を得て、被爆講話番組が定期的に放送されることになった。ラジオ局は、渋谷区にある「渋谷のラジオ」で、スマートフォンでアプリをダウンロードすれば、渋谷のみならず日本全国で無料聴取できる。被爆者、聴き役（主に学生）、パーソナリティとして報告者が出演し、好評を得て、年 4、5 回 1 回につき 1～2 時間放送している。

ラジオならではのメリットとして、リスナーが多様であり、不特定多数の人に被爆者の声を届けられるということがある。別のラジオ番組で、この番組のことを著名人が話題にし、ツイッターで拡散して頂いていることもあった。また、番組の放送後も無料アプリ **note** で過去の放送も繰り返し聴くことが出来、ある回は 3 日間でアクセス数が千を超えていた。聴き手には中学生から大学生までの若者に来ていただくのだが初めて被爆講話を聴くラジオのリスナーと同じ目線で質問してもらえるように、なるべく被爆講話を聴いたことのない学生に参加してもらっている。他、高校生平和大使経験者、被爆三世もいる。これまでの主な出演者は、日本被爆者団体協議会事務局長、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館長、長崎市東京事務所長、音楽家大島ミチル氏（長崎市出身・被爆二世）、高校生平和大使経験者等である。ラジオを聴いた一般の方の反応は、「本当に心に沁みました。聴けて良かった」、「心がざわざわする」、「貴重なお話を聴けるのもコミュニティ FM ならではの」等であった。ラジオという媒体は、移動しながら、運転しながら、くつろぎ

ながら等、聴く場所を選ばず、スマホで手軽に聴けるという長所がある。また、学校の教材として使えば、被爆者の話から命の大切さを考えたり、いじめや自殺をなくすという生徒指導の一環としても活用できるのではないかと思う。引き続き、被爆地以外で、被爆講話を聴いたことがない人々に、日常的に被爆者の声を届け、核兵器の非人道性について考える機会を提供していきたいと考えているが、このように被爆体験の多様で手軽な継承方法の模索、発展が今後ますます必要となってくるだろうと述べられた。(松永幸子)

最後に漆戸氏から、音楽が平和のためにどのような役割を果たしていけるのかとの考察が述べられた。

漆戸氏は、1995年にポップスディオ“カズン”というグループでデビューをして、メジャーでの音楽シーンで活躍すると共に、2001年国連の定めるボランティア国際年に発売された『ひまわり』という楽曲がサポートソングに起用されたことをきっかけに、音楽を通し様々なチャリティーイベントなどに参加する機会が増える。2002年に、チャリティーコンサートで集まったお金をアフガニスタン難民キャンプへ直接届けるとともに、テーマソングを制作。更に、広島、長崎の被爆から60年となった2005年に、広島で子ども達と平和をテーマにしたコンサートを行ってきた。そこでは、子ども達と平和への思いを歌う楽曲『僕が君から借りたもの』を制作。その年から、毎年のように子ども達との音楽交流が広がり、2013年には、JICAの協力を得てアフリカのウガンダの子ども達とのコラボレーション楽曲『The Pearl of Africa』を制作。このような音楽活動を通しての子ども達との交流の中で、音楽が子ども達の未来、そして平和にどう貢献していくことができるのか、楽曲や楽曲の制作過程を紹介しながら報告した。

漆戸氏は、音楽というもので、世の中そのものが変わるということは難しいかもしれないが、一人一人の心の変革というのは、平和的価値を広げていくことが出来るのではないだろうかと言った。ここで言う「心の変革」とは、楽曲の作詞作曲者が、一緒に歌を歌う目の前の人と歴史に寄り添う想像力を働かせ、表現するとことと、歌を歌う側も、プロフェッショナルの楽曲の作詞作曲者と向き合って生まれる互いの敬意の態度のことである。

漆戸氏は、平和的関係を築くには共感力が欠かせない要素の一つであり、その音楽が、共感力を育む役割を担っていることを述べ、報告の最後に、現代美術家の宮島達男氏が述べた「人間の歴史は経験をして知ることが多くあるが、戦後70年以上経つ現在、日本においては戦争を経験した人たちが少なくなっている。しかし、戦争だけは経験して分かるという事は二度と許されてはいけない。だからこそ、人間の想像力を養うという事の重要性が問われる。」との言葉を紹介した。そして、音楽が果たす平和への役割とは、共感力を持って人間の想像力を養う機会を与え、また、その感性を磨き、積極的平和としての音楽を創造し、人と人を繋ぐ舞台をつくり出しているのではないだろうかと言った。報告を終了した。(漆戸啓)

その後、フロアからの質疑応答の時間では、「今日の報告で無意識に訴える平和教育の重要性を感じ、このような実践と理論をもっと研究していく必要があるのではないか。」との質問に対して、前嶋西氏は、「当事者意識を持つことによってビビッドに回答出来るようになっている。よって、受け取る側の大事なものと繋がる工夫が現場では重要となるのではないか。」と回答した。また、「松永氏のラジオ番組にアーティストが出演されており、番組の中で音楽を入れる意味は？」と

の質問に対して、松永氏は、「平和だけに興味をもっていない方にも耳を傾けてもらう為、押し付けにならない為、そして、まずは被爆体験すら聞く機会のない方へのきっかけづくりの為の一步となれば。」と回答した。また、「ラジオ番組の出演者は事前に平和学習をされているのか。」との質問に、松永氏は、「初心者向けの被爆講話番組として、基本的に事前の平和学習を行わず素人の方に出演して頂いている。」と回答した。また、「バルト三国が独立するときにソ連の軍事介入を歌で阻止した。その意味でも歌は平和をつくるきっかけになり、今日の報告でも共感できた。」と感想が述べられた。また、「二日間、平和教育を考える中で、理論としての平和の重要性和合わせて、このような実践的な音楽の力を学ぶ場の重要性を感じたので、今後このような場を創出してほしい。」との要望に対して、「右脳を刺激し、鍛えることによって創造力が豊かになるので、音楽はそのような役割が果たせるのはないか。」と、漆戸氏が応答した。

今回は、沖縄、長崎、広島、そしてウガンダ等も含め、平和のメッセージをいかに次世代へ伝えていけるかとの平和教育の役割を考える貴重な機会となり、終了した。

(前嵩西一馬、松永幸子、漆戸啓、田中勝)

「平和文化」分科会

報告：王盈（上海社会科学院宗教研究所）

「信仰と一帯一路構想及び中日学術提携の可能性」

報告：鈴木規夫（愛知大学）

「AIと〈信の構造〉—〈情報の終焉〉状況における〈ホモ・デウス〉」

討論：藏志軍（復旦大学国際関係与公共事務学院）

司会：渡辺守雄（筑紫女学園大学）

この分科会では「ユーラシアの政治と信仰をめぐる諸問題研究ネットワークの構築」というテーマの下に二つの報告を受け、討論した。

「信仰と一帯一路構想及び中日学術提携の可能性」と題して報告された王盈氏ご自身は国際政治学分野の御出身であるが、9.11以後の国際政治学が「宗教」問題と無関係でいることのできない現実を「再発見」するプロセスの中で、「イスラームによるテロと文明社会との紛争」という極めて西洋的フィルターのかかった言説が蔓延っていった現実を批判的にとらえ、「宗教信仰」を論じるに当たっては、先ず西洋中心主義からの脱却が求められているとし、この点においては日本と中国では共通の認識の芽生えと努力が始まっていると評価されている。

しかし、英語の *religion* を共通の「宗教」という漢字に翻訳した日本と中国においても、「宗教」の具体的定義ということになると、中国で「儒学」と呼ばれるものが日本では「儒教」とされ、日本の「神道」は中国では「神道教」と呼ばれていることから伺えるように、統一的理解には達していないとし、そこで、王盈氏はあえて「少しあいまいで覆う範囲がもっと広い」「信仰」という人々の営為に着目しながら、平和研究において日本と中国の学術提携の可能性を提唱する。

中国現政府が2015年に打ち出したいわゆる「一帯一路」構想は中国を起点として中央アジア・東南アジア、インド、アラビア半島、アフリカ、ヨーロッパへと繋がる巨大な経済圏構想であり、日本もようやく2017年頃から官民フォーラム等で経済面での協力を積極的に動き出すことになったが、王盈氏は世界三大宗教及び仏教の発祥の地をカバーするだけではなく最も複雑な信仰の現実を抱える地域を横断する「一帯一路」構想にとって、経済だけに着目するのではなく、「信仰と平和」というテーマこそが日中学術提携を、より全体的総合的なものに高めていくために必要な第一歩であると論じられた。それは、共に「非西洋」、「無宗教」と謂われながら、「信仰」という破壊的にもなれば創造的にもなれる両価的な行為に対する理解と警戒の両面を共有している中国と日本ならではの学術提携に発展する可能性があると考えられた。

鈴木規夫氏の「AIと〈信の構造〉—〈情報の終焉〉状況における〈ホモ・デウス〉」と題された報告は、『平和研究』第49号の巻頭言「信仰と平和 〈宗教〉通念を超えて／あるいは〈情報の終焉〉における〈ホモ／デウス〉を補遺・発展させたもので、現代において平和研究と「信仰・宗教」の言説が切り結んでいる先端の諸領域を概観されたい方は、是非その巻頭言を一読されることをお勧めする。

そこでは〈宗教〉と呼ばれる言説システムが近代から現代に至る課程で発揮してきた「効果」が略述されているが、本報告では近代国家原理が融解していく過程で表出しているAI（人工知能）信仰により焦点をあて、超人間的な神としてAIが信仰化されていくいくつかの徴候が紹介され、それがデータ主義やエンジニアリングと融合しながらビジネス化していく現象を通して、現代における〈信の構造〉が問いかけられた。報告の最後に紹介された西垣通の著作からの次の引用は、まさに報告者の危惧を代弁するものであろう。「AIに擬似主体の衣を着せ、その出力を神のご託宣のごとく一般の人々に信じさせるとすれば、それは21世紀巧みな宗教的支配とも言えるだろう。」

二つの報告を受けた臧志軍氏の討論では、主に現代中国におけるアジアの多彩的諸価値受容とその認識の問題の現況について言及され、議論の拡大深化がはかられた。また、いくつかのフロアーからの質問、意見も出されたが、中国の覇権問題などの一般的なところにおける基本的な疑問を確認することなどが先行し、「信仰」の問題を具体的に掘り下げるところへ辿り着くにはなかなか難しかった。これは少し残念なところではあったとはいえ、日本平和学会の今研究水準を反映しているのであろうと考えられよう。

(渡辺守雄)

「グローバルヒバクシャ」分科会

テーマ：核兵器禁止条約とヒバクシャー「被害者に対する援助」と「国際協力」に着目して

報告：内藤雅義（弁護士、日本反核法律家協会理事）

「広島・長崎原爆にみる被害者に対する援助措置―戦後補償体系と原爆症認定集団訴訟を見据えて」

司会：楊小平（広島大学）

内藤氏は、(1) 援護制度の説明、(2) 被爆者問題の歴史的経過、(3) 原爆症認定とそこから見えること、(4) 核兵器禁止条約も見据え、責任と被爆者援助措置との関係を巡って1時間15分ほどの報告を行った。その後、来場の約20人の参加者からの質問を受けながら、外国籍の被爆者、福島第一原発事故、そして核兵器禁止条約などに引きつけて、多くの議論があった。

内藤氏は、広島・長崎の原爆被害者に対する援助措置の概要を、1994年制定の現行法「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下、「被爆者援護法」）に基づき、1957年制定の旧法「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（以下、「原爆医療法」）まで遡りながら説明した。

被爆者手帳の取得による被爆者認定制度がまず説明された。どのような人を「被爆者」として扱うのか、原爆医療法制定にあたり、その範囲がどのようにして設定されたのかは、放射線影響研究所（放影研）の前身である、「原爆傷害調査委員会」（ABCC）の追跡調査と関連する可能性が示唆された。手帳取得者への対処は、医療費給付が歴史的に拡大し、現在は全員、医療費は自己負担分が無料となっており、くわえて、一定の手続きにより健康管理手当などの手当が支給されており、生存者への対策はなされていることが説明された。他方、被爆者援護法は、放射線被害を受けた生存者に対する対策に限定されており、実質的な死没者対策がないことが、あわせて指摘された。

原爆被害者に対する援助措置は、手帳制度のうえに、医療費と手当が乗る、二段階になっているのが特色であると、内藤氏は説明した。すなわち被爆者の認定と、原爆症の認定は、しばしば混同されるが異なるものであり、被爆者として認定されたものに手帳が交付され、手帳交付者が特定の疾患に罹患した場合、審査を経て、原爆症と認定される仕組みとなっているのである。

外国人の被害者に対して、国籍条項はないものの、当初は、社会保障として、国内にいるものだけに限定され、手帳も外国人に支給せず通達により、手当は国外へ出ると打ち切られるなどが続いてきたことが説明された。在外被爆者訴訟などをへて、この通達が援護法上も違法とされ、そのことの国家賠償も認められた。現在は、海外にいても手帳を取得し、また医療費や手当での受給も可能となったことが説明された。

援護制度の発足の経過について歴史的にさかのぼり、原爆投下後、1954年のビキニ被災が一つの契機となり、原爆被害者団体組織である日本被団協が創設され、その後、被団協は援護法制定を求め続けてきたことが紹介された。被団協は、日本国の戦争責任と米国の投下責任を追及するとともに、亡くなっていった死没者への補償を強く求めていった。それに対して、日本国は、できるだけ「原爆医療法」「特別装置法」を社会保障の枠内に納め一般戦災者との均衡を図り、在韓

被爆者の孫振斗訴訟でこれが否定された後も、一般戦災者の補償に影響をもたらさないこと企図し、手当の増額と手当支給範囲拡大で対応をしたことが指摘された。「被爆者援護法」制定後は、原爆症認定を求めることが運動の一つの流れとなり、また放射線被曝問題に注目が集まるようになり、二世問題への対処も課題となっていることが説明された。

そのうえで、原爆症認定の詳細が説明された。手帳所持者が、原爆症認定を受ければ、医療特別手当の受給が可能となる。対象疾病が原爆放射線に起因し、医療を要することが認定の要件となっている。原爆症の認定を求めた松谷訴訟や原爆症認定集団訴訟のなかで審査の基準が変わってきたことが説明された。

原告側は、制度改善を図る上で、現行法の枠組みのなかで、必ずしも身体的な放射線の影響だけではなく、社会的、心理的影響による免疫的な影響も加味して、包括的に健康影響をとらえようとしていることが説明された。それに対して国側は、一般戦災者には何も援助がないことを説明し、一般戦災者との均衡という論点を持ち出す。また福島原発事故以後は、原爆症認定が福島原発の放射線影響の議論に波及しないようにと、学者総動員で、審査の厳格化を維持しようとする国側の動きがあると、説明された。

放影研は寿命調査と成人健康調査をおこない、疫学調査を続けており、最近、原発労働者も増えたとはいえ、世界最大の放射線のコホートであり、問題もあるものの、原爆症認定訴訟で、放射線の影響を認める範囲や疾病範囲を国側と争ううえで、役立ったことは事実であると、指摘された。

ただし放影研の疫学調査は、被爆時の爆心地からの距離のみを考慮し、被爆後の行動が把握できておらず、初期放射線の影響のみ調査をしており、残留放射線の影響が調べられておらず、最近核分裂生成物による放射性降下物のみならず、誘導放射化物質が飛散した放射線粉塵の問題が未解明な課題として残されており、今注目されていることが紹介された。また放影研の疫学調査は、寿命調査が1950年以後、成人健康調査が1958年以後に始められており、それまでに亡くなった人が追跡調査には含まれておらず、生き残った強い人についての疫学調査となっているという健康者効果を考慮する必要があると内藤氏は指摘した。また、疫学調査を進めていくうえで当事者が参加しておらず、そのことは個人情報の観点からも問題はあることが指摘された。

最後に、核兵器禁止条約も念頭に、被害者に対する援助をどのように進めていくのかに関して、いくつかの課題や論点が示された。「結果に基づく被害補償は、比較的可能であるが、結果予測に基づくリスク評価は逆のリスクも考慮が必要であり、困難が多い」、「被害者をどの範囲とし、その被害者にどの程度補償するのかは、被害への事実認識と、被害者を援助することに対して、その価値を社会的にどう形成するのか」、「加害者とは最終的にだれが負担することになるのか、国家はあくまで国民の税金であり、会社の場合、誰が責任をとるのか明確に認識する必要性」が示された。責任に関して国や会社だけでなく、「専門家の責任も大きい」と内藤氏は指摘した。

最後に質疑議論において、約20名の参会者から、各自の研究関心および、自らの体験、あるいは3.11の原発事故問題なども引きつけながら質疑応答がなされ、内藤氏の講演の内容と意義がより一層深められた。

(竹峰誠一郎、楊小平)

第6回日本平和学会平和賞・平和研究奨励賞授与式

＜日本平和学会平和賞 受賞の言葉＞

なんとかなるよ

東京大学名誉教授 大沼保昭

昨年、*European Journal of International Law* 編集部の依頼に応じてエッセイを書いた。“Reading the Book that Makes One a Scholar”がそれで、10人ほどの若手研究者がグロティウス『戦争と平和の法』を読んだ経験を記したものである (<https://doi.org/10.1093/ejil/chx085>)。全員が三十歳前後の駆け出しで、ラテン語を読める者もほとんどいなかったのも英訳を共通テキストとし、ラテン語の読める者は原著を、仏語の得意な者は仏訳を、独語の得意な者は独訳を、全員が邦訳も参考にするという形で、1976年から2年ほどかけてなんとか読み終えることができた。

公刊後、幾人かから「古典を読めと良く言われるが、どう読めば良いのか分からなかったのも、参考になりました」という感想をいただいた。私自身、福田歓一先生の大学院ゼミに参加させてもらってルソーの『社会契約論』を原典で読むという経験がなければ『戦争と平和の法』はとても読めなかっただろうから、その気持ちは良く分かった。

同じことは学位論文という、「初めての大論文」についても言えそうである。「学位論文は必ず書くんだよ」とは言われる。でも、どう書けば良いのかは教えてもらえない。そこで、余計なお世話かもしれないが、主に若手研究者の参考となることを期待して、以下私の経験を。

今回選考委員長に言及していただいた『戦争責任論序説』の原論文は、東京大学法学部の「助手論文」として書かれたものである。かつて同学部には研究職志望者を学部卒業後3年間の任期付きの助手として採用する制度があり、助手論文はその任期末に提出する「初めての大論文」、大学院学生にとっての博士論文に当たるものだった。

1970年に助手として採用された私は当時フランクフルト学派に関心をもっており、その方法論で国際法の論文が書けないかと考えていた。しかし、一年間四苦八苦したあげく、これは断念せざるを得なかった。「平和に対する罪」をテーマとする論文を書こうとは決めていたものの、それをどうフランクフルト学派の方法論で具体化するか、見当がつかなかったのである。

途方に暮れた私は、「平和に対する罪」の形成史はどうだろう、と考えてみた。当時、公文書館の原史料を使う実証史学が行われ始めており、それには「宝探し」にも似た面白さがあるようにも感じられた。

ただ、「平和に対する罪」の原史料は日本の公文書館ではなく、助手の任期中に米国などの公文書館の史料を探索することも困難だった。他方、「平和に対する罪」の形成に大きな役割を演じた米国とソ連の史料はかなり公にされており、それにかかわった官僚や軍人のかなりの部分がまだ存命で、彼らから必要な情報を得ることはできそうだった。

残る大きな問題は、(1)「平和に対する罪」の構成要素をどう考え、そうした要素の展開過程を

どのレベルに定位して追究するか、(2) 同概念の形成史の起点と終点をどこに定めるか、のふたつだった。これは、(1) については同概念を戦争違法観と指導者責任観の結合と捉え、(2) については、起点を第一次大戦のヴェルサイユ講和条約の「カイザー訴追条項」と「戦争責任」条項、終点をニュルンベルク裁判憲章の法的基礎をなす 1945 年のロンドン協定と定めることで、割合スムーズに解決することができた。

執筆を始めてから直面した最大の問題は、戦間期に広範に論じられた国家の侵略の罪の問題をどう処理するか、だった。学説と論争を取り込めば論文の規模は倍近くに膨れ上がり、助手論文では扱いきれない。そこで、戦争違法観と指導者責任観の展開過程は政府レベルに限定し、学説史的要素は捨象するという方法を明確化することでこの難問をなんとか切り抜けることができた。

以上のように、今回の平和賞授与の理由として言及していただいた『戦争責任論序説』は、幾重にも方法上の断念に立脚して書かれたものである。書いた本人としては忸怩たる思いが残る。しかし、そうした作品でも、私のように運が良ければ、何十年か後には平和賞というありがたい賞をいただける理由になることもあるようである。

若手研究者のみなさんに、「博論を書くのに悲観は無用だよ。なんとかなるものさ」というエールを送りたい。

＜日本平和学会平和賞 受賞の言葉＞

田中 宏

この度、私は、内海愛子・大沼保昭両氏とともに日本平和学会・平和賞をいただいた。しかし、前からの先約があり、去る 6 月 23 日に東京大学駒場キャンパスで行われた授与式にも出席できなかった。そこで、この短文を認めることになった。

私は、かつて台湾作家の作品を翻訳し、作者の黄春明氏に「日本語版への序文」を依頼した時のことを急に思い出した。「実をいうと、自分の小説が外国語に訳されても、私は何かをやり遂げたというような気持ちになったことはない。...私は、...この土地に暮らす人々の生活や直面する問題を題材に据え、自分の文字、自分の言語によって小説を書いてきた。もしも、これらの作品が同胞から広く関心を持たれることもなく、重視されることもないのであれば、それがいくら外国人から評価され、たとえノーベル賞を与えられたとしても、何の効用があり、またいかなる価値があるだろうか」。この本が出版されたのは 1979 年で 40 年近くたつが、やはり忘れられない文章として頭に浮かんだ。

私の原点は、1960 年代におけるアジア人留学生との出会いである。1963 年 11 月、千円札に伊藤博文が登場した時、ある留学生からこう切り出された。「日本では、歴史をどう学ぶのか。伊藤は、朝鮮民族の恨みを買って安重根にハルビンで射殺された人でしょう。しかも、日々の生活の中で、在日朝鮮人もこのお札を使うでしょう。戦後は言論の自由が保障され、政府を批判する知識人も多いが、誰一人そのことを指摘しないのは何故なの」と。

又ある留学生は、「日本人はシャイだから、書く時は「外国人」と書くが、内心では「国に害になる＝害国人」と思っているのでは...」と指摘した。当時の外国人登録証には、顔写真の下に黒々と「指紋」が押されていた。指紋は犯罪捜査と結びつくので、さしずめ 外国人は「犯罪者予備軍」と見ていることになる。

アジア人留学生が指摘してくれた、日本の歴史認識をめぐる問題と在日外国人の人権問題は相互に交錯している。いま私が取り組んでいるのは、高校無償化からの朝鮮高学除外、そして自治体による朝鮮学校のための補助金カットである。今回の受賞は、言うまでもなく、それへの励みであり、心から感謝したい。受賞に恥じないように、今後も精進したいと思う。

＜日本平和学会平和賞 受賞の言葉＞

三者三様——何をしてきたのか

内海愛子

3人の共同受賞は、賞創設以来、はじめてと思われる。3人が加藤陽子さんのコーディネイターで話しあった『戦後責任 アジアのまなざしに込めて』（岩波書店 2014 年）が、選考の契機になったと思われる。そこで、三人がどのような研究、活動をしてきたのか、その関わりについて簡単にふれておきたい。

3人が、お互いの活動・研究を知ったのは 1969 年から 73 年にかけての出入国管理令改悪の運動である。大沼さんは東大法共闘のメンバーとして『告発・入管体制』（亜紀書房 1971 年）を刊行していた。田中さんは留学生の問題から、内海は日本朝鮮研究所で問題に取り組み、時には法務省入管局次長に面会を求めて話を聞いたりした。それは機関誌『朝鮮研究』や『在日朝鮮人 その差別と処遇の実態』（同成社 1974 年）などで発表していた。この過程で、田中、大沼さんが、どこでどのような研究と活動をしているのかが見えてきた。

その後、内海は 1975 年から 2 年間、インドネシアのパジャジャラン大学で日本語教師をしていたことから、かつて日本軍が占領していた「大東亜共栄圏」の中で、植民地支配、戦争裁判、捕虜へと問題関心を広げていった。

帰国後、サハリン残留朝鮮人の問題に取り組んでいた大沼さんが「アジアにたいする戦後責任を考える会」を立ち上げようと努力していた。1983 年 3 月に設立した会の呼び掛け人には 3 人のほかに中村尚司など 8 人が名を連ねた。それぞれの研究、活動の拠点の違いはあっても、一つの問題を解決するために協力していく。時には勇気をふりしぼって、批判もする—そのような体制ができた。この間、内海は、幼方直吉らが 1979 年末に学際的な研究会として立ち上げた「東京裁判研究会」に参加し、大沼さんとは時々、顔をあわせていた（『東京裁判ハンドブック』青木書店 1989 年）。田中さんとは引き続き、国籍法の改正や中国人強制連行の問題に取り組み、『資料・中国人強制連行』（明石書店 1987 年）などを刊行した。90 年代になるとアジアの被害者から戦後補償を求めて多くの裁判がおこされ、研究も進んだ。

こうした運動と研究の中では時にぶつかり、腹を立てることもあった。だが、最後には「まあいいか」と妥協する。その繰り返しだった。アジアへの加害責任・戦後責任が、研究や運動でほとんど取り上げられていない時に、孤立しながらも執拗に問題にこだわり、研究し続けてきた「仲間」への共感があったからである。今回の受賞は、今後も、ぶつかりながらも決裂することなく、研究し活動するようにとの、選考委員会からのメッセージとして受け止めた。状況が厳しくなればなるほど「仲間」を大切にしながら、研究、活動をしていかなければならない。その時代を目の前にしている。

＜日本平和学会平和研究奨励賞 受賞の言葉＞

小松寛

この度は拙著『日本復帰と反復帰－戦後沖縄ナショナリズムの展開』（早稲田大学出版部、2015年）に対し、平和研究奨励賞という大変栄誉ある賞をいただきましたこと、感謝申し上げます。

本書は博士学位論文『戦後沖縄における帰属論争と民族意識－日本復帰と反復帰－』（2013年、早稲田大学）へ新たに2つの章を加筆し刊行したものです。本研究は戦後沖縄政治を「日本復帰」と「反復帰」の対立構造と捉え、そのせめぎ合いから国家と民族の関係性を考察し、その共通性と相違性を明らかにすることで、沖縄が日本に復帰した要因と戦後の日本と沖縄の関係性を再解釈しました。研究方法としては、「日本復帰派」「反復帰派」それぞれから代表格と目されてきた政治／思想家を一人ずつ取り上げ、その著作および資料への分析を行ったものです。「日本復帰派」からは1968年に初の琉球政府公選主席となった屋良朝苗（1902年～1997年）を、「反復帰派」からは思想家として知られている新川明（1931年～）を取り上げました。

結論として、屋良の復帰思想と新川の復帰思想には、最大の共通点と相違点が存在すること指摘しました。共通点は、屋良と新川、どちらも沖縄民族意識を強く持っていたことです。他方で、最大の相違点は「国家としての日本」への評価でした。屋良は日本国を最大限に信頼していました。講和条約によって切り離された沖縄へ日本が財政支出をし、面倒をみることは屋良にとって「国家の責任」であり当然のこととして捉えていました。政治家としても日本政府と交渉する際にも誠意をもって沖縄の要求を伝え、あとは日本国へ沖縄の命運を委ねました。屋良にとって日本とは佐藤首相などの顔が見える存在であり、信頼の心底には、天皇への思慕もありました。

それに対して、新川にとって国家とは人々の行動や思考を支配する存在様式であり、到底容認できる存在ではありませんでした。特に「国家としての日本」へ沖縄が組み込まれることは、沖縄の個性を失い、国家権力に飲み込まれることを意味しました。反復帰論は同化を迫り思考と行動を支配する国家権力を看破した先見性により、戦後沖縄思想において確固たる地位を確立しました。しかし、国家自体を否定したために沖縄独立論も否定せざるを得ず、沖縄帰属論争において具体的な政体を提示するまでには至らなかった点に限界があったと結論づけました。

本書では1970年前後に生じた尖閣諸島領有権問題に対する琉球政府の対応や、今日まで連な

る沖縄独立論についても考察を加えています。国際関係論や戦後沖縄史など、異なる研究分野の融合を図ったアプローチが、学際性をその特徴とする平和学会より評価いただけたことは、大変勇気づけられる思いがいたします。

そもそも、私が沖縄のことを学びたいと思ったのは、中学2年生のときの経験にあります。1995年、米兵による少女暴行事件をきっかけに、日本政府と沖縄県は法廷闘争まで至りました。その時に感じた「沖縄県と日本政府はなぜ対立しなくてはならないのか」という素朴な疑問が、本書の問題意識の根底にあります。

高校までを沖縄で過ごした後、早稲田大学社会科学部に進学しました。大学2年生のときに受講した多賀秀敏先生の「平和学」に感銘を受け、平和研究を通して沖縄のことを学びたいと決意しました。3年次からは多賀先生の平和学ゼミに入り、以後博士論文までご指導いただきました。この場をお借りして、多賀先生への感謝を表したいと思います。

平和学会では博士課程3年目で初めて研究発表を行い、以後地区研究会を含めると計6回の報告の機会をいただきました。その都度、会員の先生方より丁寧なご助言いただきました。今回の賞はそのご指導のおかげに他ならないと切に感じております。

今思い返すと、中学2年生で患った「中二病」の治療を目指して早稲田大学大学院へ「入院」し、すべてのプログラムを終了して「退院」したものの、いまだ「経過観察」を続けているような状態です。しかし、現実の日本政府と沖縄県をめぐる政治状況に鑑みると、一生向き合わざるを得ない病ではないか、との思いもいたします。

今後も沖縄を通して日本、アジア、そして世界の平和について考えていきたいと思います。そして研究が続けられるよう精進してまいります。今後も先生方より、これまでと変わらぬご指導ご鞭撻賜れば幸いです。誠にありがとうございました。

※「日本平和学会ニューズレター」は、第23巻第2号よりデザインを一新し、名称を「日本平和学会研究大会・研究集会記録」に改めました。

※本学会の入会案内、および国際交流、プロジェクト委員会、地区研究会などの諸活動は、日本平和学会ホームページ（URLは以下）をあわせてご参照ください。

日本平和学会研究大会・研究集会記録

Vol. 23 No. 2

2018年9月25日発行

発行所：日本平和学会第23期事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学学術院（国際学部）清水奈名子

e-mail: office@psaj.org

http://www.psaj.org/

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：竹峰誠一郎

編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子